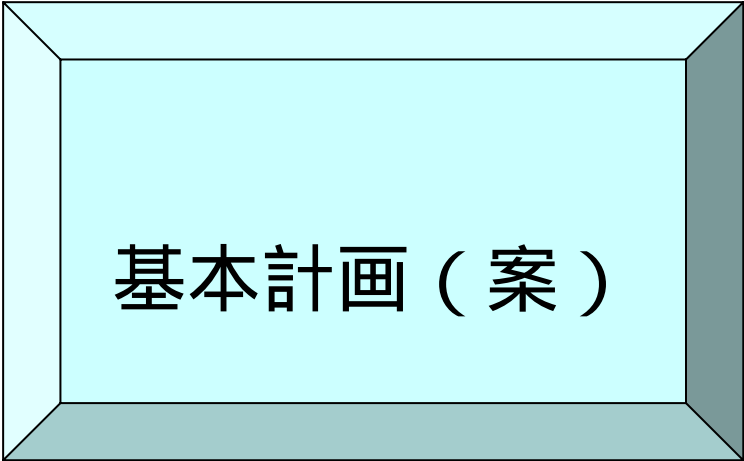




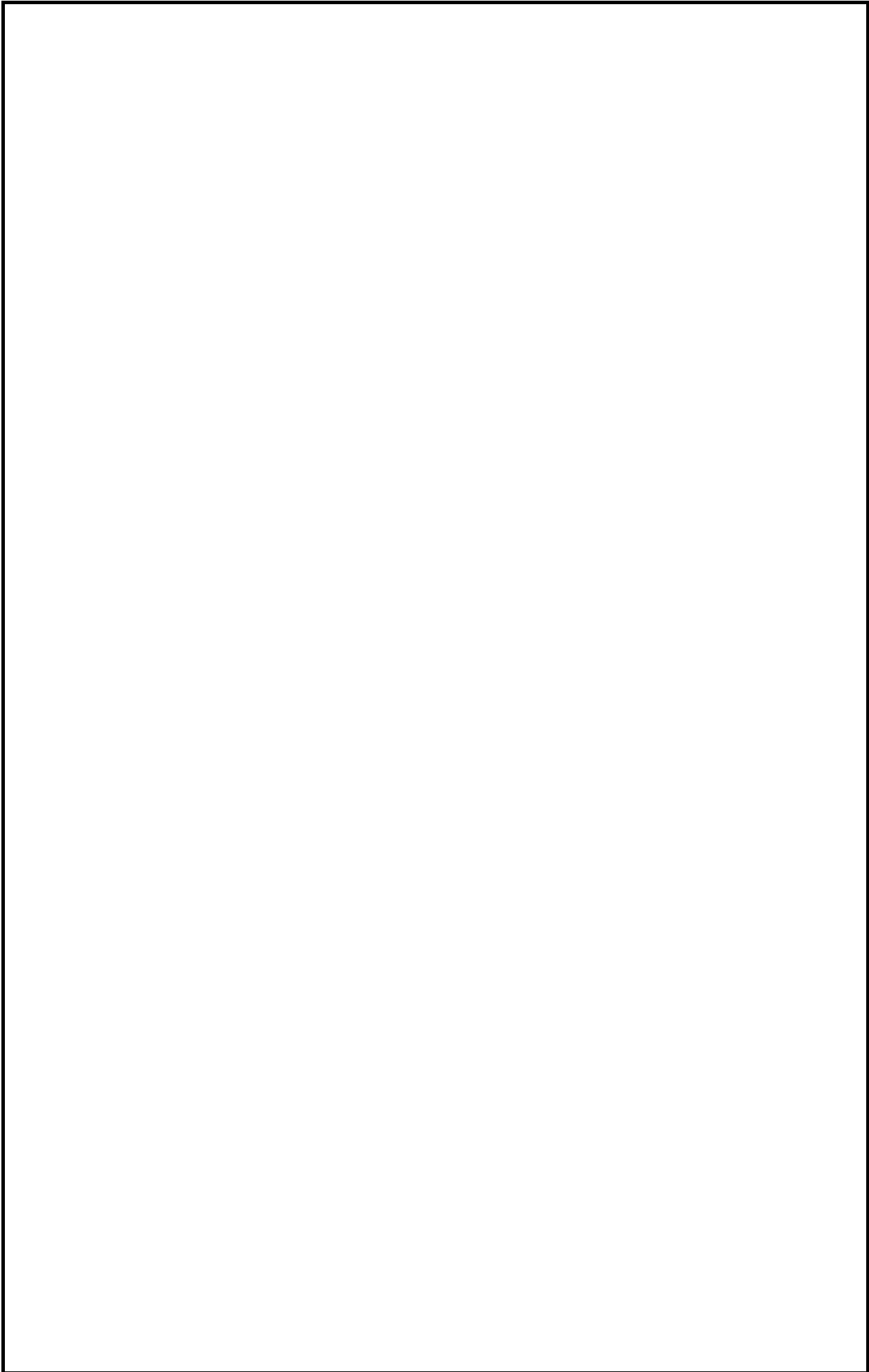
基本計画（案）

基本計画（案） 目 次

第1章	いきがい 個性が輝く人が育ち、活躍するまちを創る	3
第1節	学校教育	5
第2節	生涯学習・スポーツレクリエーション	8
第3節	地域文化（文化・歴史・生活習慣・風習・伝統芸能）	12
第4節	交流（国際交流・地域間交流・地域内交流）	15
第5節	人権・男女共同参画	17
第2章	やさしさ 健やかで笑顔のあるまちを創る	21
第1節	健康づくり	23
第2節	高齢者福祉	27
第3節	障がい者福祉	30
第4節	児童福祉	33
第5節	地域福祉	36
第6節	国民健康保険・国民年金	38
第3章	心地よさ 美しく住みやすさのあるまちを創る	43
第1節	土地利用	45
第2節	道路交通	47
第3節	情報通信	50
第4節	治水対策事業	52
第5節	公園・緑地	53
第6節	住環境	55
第7節	循環型社会	56
第8節	上水道	59
第9節	下水道	61
第10節	消防・救急	63
第11節	防災・防犯・交通安全	65
第4章	力強さ 活力と夢を育むまちを創る	69
第1節	農業	71
第2節	商工業	74
第3節	観光	76
第5章	まちづくりの推進	79
第1節	みんなで進める協働のまちづくり	80
第2節	行財政	82
第3節	広域行政	84

第 1 章 いきがい

個性が輝く人が育ち、活躍するまち
を創る



第 1 節

学校教育

将来の安堵町を担う子どもの教育は大変重要です。子どもの個性と能力を最大限伸ばす教育とともに、子どもが社会にでて生きる力を持てるよう、外部の専門家等も導入し推進していきます。

重点目標

1. 子どもの個性と能力を伸ばす
2. 生きる力を引き出す道徳教育の推進
3. 安心できる教育環境の整備
4. 地域の特色を活かした学校づくり

現状と課題

1. 子どもの個性と能力を伸ばす

児童生徒の学力向上については、平成 17 年度から平成 22 年度まで実施してきた「学力問題調査研究事業」と平成 19 年度より始まった文部科学省による「全国学力・学習状況調査」の分析を進め、安堵町における課題を明らかにしてきました。こうして蓄積されたデータを活かし基礎学力の定着・授業改善・体験的学習の充実を進めていきます。

また、基礎学力の定着の基となる基本的な生活習慣の確立を目指し、学校と家庭が連携・協力し進めていく必要があります。

2. 生きる力を引き出す道徳教育の推進

道徳教育の充実については、平成 12 年度より文部科学省並びに奈良県教育委員会の指定を受けて、「道徳教育推進事業」として研究を進めています。その成果として、保護者の協力や地域の資源（人・自然・伝統文化）を生かした体験活動が各学年において実施されるようになり、地域の文化や伝統に関する教材化が進んでいます。

また、生まれ育ったまちに対する愛着を育てる有効な教育活動としては、小学校低学年から地域の人々との交流を推進しており、学校・家庭・地域が一体となって学校教育を充実させることをめざしています。

さらに、生涯学習事業と連携を図り、各学校においては、児童生徒が保護者や地域の人々と共に学び合うイベントを実施しています。

今後も、子どもたちが地域の人・自然・伝統文化とふれあう体験活動を系統的に設定し、ふるさとを愛する心を育てていくことが大切です。そのため、本事業を継続することで、児童生徒のよりよく生きる力を引き出すとともに、開かれた学校として地域の信頼をより深く得られるよう努めていく必要があります。

3. 安心できる教育環境の整備

いじめ、不登校、問題行動等生徒指導上の諸問題を解決し、児童生徒の学校生活への適応を支援する目的で、これまで調査研究として実施した事業を再構築し、「児童生徒自立支援事業」として実施しています。各学校には、児童生徒の臨床心理に関して高度で専門的な知識や経験のある者をスクールカウンセラーとして配置し、児童生徒及びその保護者の相談を受けるとともに、学校におけるカウンセリング機能の充実を図っています。また、さまざまな課題を抱え、学校生活に適応しにくい児童生徒を支援するために学校支援スタッフを学校に配置しています。さらに、小学校における生徒指導推進体制の充実を図るために、生徒指導専任教員を配置し、そのための非常勤講師を補充しています。これらの施策は、生徒指導上の課題を解決するためだけでなく、児童生徒及びその保護者に対して安心感を与える間接的な効果もあり、いじめ、不登校、問題行動等生徒指導上の諸問題を未然に防ぐ効果が大きく、今後も継続していく必要があります。

4. 地域の特色を活かした学校づくり

安堵小学校等、老朽化した施設の大規模改造工事を進める必要があります。

また、地域イントラネット基盤整備事業及び学校情報教育設備整備推進事業により情報教育に関する設備も充実しています。今後は、学校現場における指導者の技術を一層向上させるとともに施設・設備の利用の拡大を図っていく必要があります。

施策の展開

重点目標及び施策の内容	実施主体
1. 子どもの個性と能力を伸ばす	
児童生徒の基礎学力の確実な定着を図るとともに、興味・関心を高めるための指導方法の研究を推進するため、引き続き、P - D - C - A（計画 - 実施 - 評価 - 改善）サイクルによる指導方法の工夫改善に取り組みます。	教育委員会
児童生徒の学習意欲の基となる基本的生活習慣の確立を学校と家庭が連携・協力し進めていきます。	
2. 生きる力を引き出す道徳教育の推進	
子ども達が、地域の人・自然・伝統文化とふれあう体験活動を通じて、「道徳的価値観」を養い育むために、今後も「道徳教育推進事業」を継続実施します。	教育委員会
3. 安心できる教育環境の整備	
いじめ、不登校、問題行動等生徒指導上の諸問題を未然に防止するため、スクールカウンセラーをはじめ、学校支援スタッフ、生徒指導専任教員などの適正な配置に努め、「児童生徒自立支援事業」を充実します。	教育委員会
4. 地域の特色を活かした学校づくり	
老朽化した施設の改修を行い、児童生徒の安全確保に努めます。 また、情報教育における指導者の技術を向上させるとともに、設備の利用の拡大を図ります。	教育委員会

【主要事業】

事業名	事業内容
道徳教育推進事業	町立学校の道徳教育を充実するためにあいさつ運動や授業研究会を行い、また講演会や研修等を行い教職員の資質向上を図る。
教育相談事業	不登校、いじめ及び問題行動等、生徒指導上の諸問題を解決するために、町立学校に専門的な知識を有するカウンセラーを配属し、また教職員の資質向上を図る。



第2節

生涯学習・スポーツレクリエーション

幼児から高齢者に至るまで、それぞれのライフステージに併せた学習・スポーツレクリエーション環境を整備するとともに、“学びや余暇”活動を通して積極的な社会参加やまちづくりへの参画が促されるような仕組みづくりを推進します。

重点目標

1. 多様な学習機会の提供
2. 生涯を通じた学びの場の提供
3. 青少年の健全育成
4. スポーツ・レクリエーション活動の推進

現状と課題

1. 多様な学習機会の提供

従前より開講していた講座を、短期で多種多様な形態のものに移行することで参加者が増加し、講座終了後も自主的に活動が続けていくクラブが増えています。

一方、各講座の参加者が固定化していることもあり、上記のように内容、形態等を工夫しているものの、参加者数に偏りがあるのが現状です。

今後も、幅広い年齢層を取り込めるような施策を実施していく必要があります。また、多様な学習機会を提供していくための講師の確保が必要です。

2. 生涯を通じた学びの場の提供

生涯学習クラブの増加や一般や企業の使用の増加等で、生涯学習の拠点であるトーク安堵カルチャーセンターの部屋の確保が難しくなっています。そのため、誰でも、いつでも、どこでも学習できる環境づくりが必要です。

■ 安堵町生涯学習クラブ一覧（平成23年度）

クラブ名		
コーラスアンドユー	手描友禅クラブ	陶芸土曜クラブ（A）
高齢者書道クラブ	陶芸第3クラブA	陶芸土曜クラブ（B）
陶芸第1クラブA	陶芸第3クラブB	安堵囲碁クラブ
陶芸第1クラブB	パッチワーククラブはなみずき	安堵写友会
陶芸第2クラブA	パッチワーク直子会	さわやかクラブ
陶芸第2クラブB	生け花クラブ	
アートフラワークラブ	手話サークル 栞の会	

3. 青少年の健全育成

生涯を通じて学ぶ姿勢を身につけるためには、子どもの頃から地域ぐるみで健全な育成を支援することが必要です。

本町の子ども会は、「安堵町子ども会連絡協議会」を中心に、各大字に組織され、活動を行っています。また、「安堵町青少年健全育成協議会」では、月に2～3回下校時間または夜間に町内巡回指導を行っています。

しかし、地域のコミュニティが希薄になり、生活に課題を抱える家庭が増加するなど、さまざまな活動が縮小を余儀なくされています。

今後は本町の青少年がおかれている実態を把握し、学校・家庭・地域を巻き込んだ青少年育成のための活動・周知を図っていく必要があります。また、青少年の健全育成における他市町村との連携を強化し、より広域的な活動を行っていく必要があります。

4. スポーツ・レクリエーション活動の推進

本町では、スポーツを通じて心身の健全な発達と明るい豊かな生活の形成に寄与するため、体育協会が設置され、まちにあるさまざまなスポーツクラブを支援しています。また、平成22年に総合型地域スポーツクラブ「すこやか安堵スポーツクラブ」が設立され、誰もが気軽にスポーツ・レクリエーション活動を行う機会を提供し、各種レクリエーションや軽スポーツ大会等を促進していくことが必要です。

また、住民の健康意識が高まる中、競技スポーツだけでなく、個人で行うウォーキングや機器を用いたトレーニングなどの健康づくりのためのスポーツがされるようになってきました。本町では、平成14年10月に安堵中央公園体育館にトレーニングルームを開設し、週2回トレーナーによるトレーニング指導を行うなど、生活の中に運動を取り入れる機会や場所の提供を行っています。

今後も安堵中央公園内の施設のさらなる活用を促進し、住民の心身の健康の保持・増進を図ることが重要です。

また、急速な高齢者人口の増加を見据え、生涯を通じて運動を継続していけるよう、生活の中に運動を取り入れるための動機づけを行うほか、住民ニーズに即した多様な活動機会を充実していく必要があります。

■平成２３年度 安堵町社会体育クラブ一覧表

種目	クラブ名	種目	クラブ名	種目	クラブ名
硬式野球	安堵クラブ	ハンドボール	安堵サッカークラブ	体操	安堵トリム体操クラブ
	ジュピター		あくなみ		安堵エアロビクスクラブ
	安堵ホーク		安堵バレーボールクラブ	格技	少林寺拳法奈良安堵支部
	ドジャーズ	バレー	安堵少女バレーボールクラブ		安堵一心剣道クラブ
	住江織物		安堵の里ハンドボールクラブ		気功・太極拳クラブ和心会
	岩井ビニール工業株式会社		安堵硬式テニスクラブ	軽スポーツ	安堵町ゲートボール協会
	ミキサーズ	テニス	安堵ソフトテニスクラブ		安堵町グラウンドゴルフクラブ
ソフトボール	南方ソフトボールクラブ		安堵バトミントンクラブ		J A 奈良県安堵支部女性部
	かしの木台ソフトボールクラブ		バトミントン同好会		ベタンククラブ
	岡崎ソフトボールクラブ		ママミントン		安堵町T B Gクラブ
	笠目ソフトボールクラブ		永ちゃんクラブ		なでしこ
	西安堵ソフトボールチーム		フォルツァ卓球クラブ		嵐
	あつみ台ソフトボールクラブ		卓球愛好会安堵		
少年野球	安堵ベースボールクラブ		安堵町卓球クラブ		
	安堵ベースボールクラブ Jr				

施策の展開

重点目標及び施策の内容	実施主体
1. 多様な学習機会の提供	
幅広い年齢層の参加者を取り込めるような学習機会・内容を提供するとともに若年層や就労者層も参加しやすいよう、申し込み等にインターネットやメールの活用を検討します。	教育委員会
多様な学習機会を提供するため、講師の確保に努めます。	
2. 生涯を通じた学びの場の提供	
生涯学習クラブや住民の活動の場を提供できるよう、トーク安堵カルチャーセンターだけでなく、町内のあらゆる公共施設の活性化に努めます。	教育委員会
3. 青少年の健全育成	
本町の実態にあった青少年育成のための事業を引き続き促進するとともに、青少年の健全育成活動における他市町村との連携を強化し、より広域的な活動を行なうとともに、青少年リーダーを養成します。	教育委員会
4. スポーツ・レクリエーション活動の推進	
住民の誰もが生涯にわたって心身共に健康でスポーツやレクリエーションを楽しむことができるよう、体育指導員をはじめとする指導者を育成し、さまざまな情報を発信するとともに、参加機会の充実を図ります。	教育委員会
地域スポーツクラブをはじめ、住民がいつでも自発的にスポーツ活動に取り組むことができるよう、町内にあるスポーツ施設の充実を図ります。	
生涯を通じて継続して運動を行っていくために、自分の生活の中に運動を取り入れられるよう、時間・場所・環境・仲間づくりなどを考慮した新たな運動の動機づけを推進します。	
近隣市町村とのスポーツ交流や青少年健全育成を考慮し、住民のニーズに則した多様な活動機会を充実するためのスポーツイベントを開催し、より多くの人に参加する魅力のあるものになるよう、一層の内容の充実と振興に努めます。	



第3節

地域文化(文化・歴史・生活習慣・風習・伝統芸能)

安堵町の歴史ある文化の再発見と保存・伝承・活用に努め、まずは住民が知ること・学ぶことから初め、“安堵らしさ”として住民にも根付いた地域文化の発信に努めます。

重点目標

1. 歴史・文化の保存・継承と楽しむ場づくり
2. 安堵町文化の発信

現状と課題

1. 歴史・文化の保存・継承と楽しむ場づくり

安堵町歴史民俗資料館は平成5年10月に開館以来今期には20年を迎えます。現在、展示や実演体験会、講座等が実施され、まちの歴史や暮らし等について学び、憩う場となっており、まちの文化・歴史の拠点として町内外に認知されるようになりました。また、学校で行われる学習にも活用され、子どもたちが利用する機会が増えました。

しかし、同様の他施設の例に漏れず、入館者数は穏やかな減少傾向にあり、さらなる周知を働きかけるとともに、魅力ある展示や普及活動の実施など工夫が必要です。また、継続的に利用者が訪れるような内容を体験会や講座に盛り込む事も求められています。さらに、今後も継続して近隣の学校との連携を図り、受け入れ体制を整備し、柔軟に対応していくことも重要です。また、資料館の収蔵能力の増加と、施設の維持管理については、特に耐震補強を施し、施設の保全に取り組んでいます。

一方、文化的資産の保護については、町歴史民俗資料館の開館以来、町内外に所在する古文書資料の調査・収集・記録化を行うとともに、民俗資料の寄贈や寄託を受け、収集保存等を行っています。今後も継続して行うとともに、文化財の保存や継承に向けた、安堵町文化財条例制定の整備を進める必要があります。

本町にかかわる文化財については、その保護や啓発を念頭において文化財の基本調査を行い、情報書や「安堵町史」「安堵風土記 - 安堵町の歴史と伝承 - 」を刊行し、基本資料を基に、学校で教材となる副読本、「わたしたちの安堵町」が刊行され、郷土学習に活用されています。そこで、今後もまちに所在する文化財の認知と、保存維持がスムーズに行えるための基準をつくり、より早く保存に着手していくとともに、町内外に周知するための方策を整えていくことが重要です。

さらに、まちの伝統産業であり、他では見られない手業である「灯芯ひき」の技術を残し、普及させる目的により発足した、外郭団体「灯芯保存会」(平成8年12月)が進めている「蘭草筆」「ミニ草履」「匂い袋」など関連グッズの開発は、既に商品化されているミニ行灯「しあわせの灯」や古代米おかき等に加えて、さらなる販売活動の展開をみせています。資料館の蘭草資料保存や

復元の活動を支援するばかりでなく、灯芯のまち安堵町をアピールする重要な存在となっています。

また、館内に完成した伝統産業実習室を活用した「灯芯ひき」の技術伝承や実演等を通じて、さらなる活動の推進と、若い世代へ安堵町の文化を継承する取り組みが求められています。

2. 安堵町文化の発信

現在、住民の文化・芸術の発表の場として、秋に町民文化祭を開催しています。作品の展示や舞台発表などを通じて、多数の住民が文化祭に参加しています。しかし、文化祭への住民の出品数が減少するなど、本町の実態にあった文化祭を企画し、より多くの住民が参加できるよう、魅力的な内容を検討する必要があります。

施策の展開

重点目標及び施策の内容	実施主体
1. 歴史・文化の保存・継承と楽しむ場づくり	
歴史・文化面の中核としての歴史民俗資料館が位置づけられ、住民だけでなく、まちを訪れた人々にとってもやすらぎと地域の再発見の場としてさらに機能することをめざし、魅力ある企画を工夫します。	歴史民俗資料館
また、変化する利用者のニーズに対応できる体験会や講座を企画し、内容の充実を図ります。	教育委員会
近隣の学校と連携しながら、受け入れ体制を整備し、柔軟に対応するとともに、資料館の収蔵能力の増強と施設の維持管理についても対策をとります。	歴史民俗資料館
	教育委員会
豊かな歴史を生かし、文化の香り高いまちづくりを推進するために、本町の歴史を掘り起こす作業を継続するとともに、文化財の保存及び継承に努めます。	歴史民俗資料館
	教育委員会
町内外の人々に歴史や文化財についての理解を深めてもらうための史跡表示や案内板が設置され、ボランティアグループや奈良県製作によるweb情報「あるく・なら」等、当地域に関連するモデルコースが設定されています。さらに他施設と連携を図り、当町を訪れる観光客や団体が半日～一日滞在できるための受け入れ体制を整えていきます。また、ボランティアグループとの連携を強化していきます。	歴史民俗資料館
	教育委員会
灯芯保存会の活動を支援し、灯芯をさらに掘り下げた、楽しめるイベント、「もてなし」の企画や開催を図っていきます。	歴史民俗資料館
	教育委員会
2. 安堵町文化の発信	
安堵町らしさのある文化の創造をめざし、住民の主体的な文化・芸術活動を支援するため、文化祭等行事の充実を図ります。また、暮らしの中で文化を創造し発信するための取り組みを検討します。	教育委員会
文化・芸術への関心を高められるよう、舞台発表等の発表の場を設定するとともに、住民に対する周知に努めます。	

【主要事業】

事業名	事業内容
灯芯引き体験会	町の伝統産業、灯芯引きの技術の継承・普及のため、熟練者を講師に引き方等を学ぶ。
ちびっ子もちつき大会	歴史民俗資料館で1年かけて栽培された赤米を用いて、餅のある昔の暮らしの姿を知ってもらう体験会の開催。
古文書解読講座	月1回、歴史民俗資料館蔵資料の古文書をテキストに原史料を読み、郷土にふれる機会の創出。



第4節

交流(国際交流・地域間交流・地域内交流)

人・もの・情報の交流により、新たな出会いや発見をし、住民の生活感を高めるとともに、周辺地域はもとより、国内及び国際的交流を活発化し、地域の元気を高めていきます。

重点目標

1. 地域や世代を越え、おもてなしの心による多彩な交流
2. 国際交流による新たな文化創造

現状と課題

1. 地域や世代を越え、おもてなしの心による多彩な交流

現在、安堵町では体育祭、文化祭や親子ふれあい夏まつり、チャレンジフェスタ、産業フェスティバルなどの各種イベントを通じて、地域内や地域間での交流を進めています。また、小学校、中学校では、昔の生活や遊びを体験する授業などを通じて高齢者をはじめ、さまざまな地域の人たちとの交流を行っています。

今後も、こうした地域や世代を越えた交流の機会をつくるとともに、これらの交流の機会について積極的に周知していくことが重要です。また、町外の人も訪れたいような交流の場と機会をつくるため、歴史や文化、自然、産業、人など、まちの資源を最大限に活かした「おもてなし」の心を尽くした活動を行っていくことが課題となっています。

2. 国際交流による新たな文化創造

現在、小中学校では授業等において、外国の文化などに関する理解を深めるため、日常的に ALT (外国語指導助手) と接し、語学をはじめ、生活や文化について学ぶ機会をつくっています。

また、その ALT がまちの各種イベントに参加したり、住民向けの外国語教室を開催したり、地域住民との交流も積極的に行っています。ALT を雇用することで住民が多様な外国人と接する機会が生まれますが、一方では、ALT 自身が地域や児童生徒になじめず、効果が期待できない場合も考えられます。そのため、ALT の活用については、民間企業への委託も含めその目的を再認識したうえで効果的な事業展開を図ることが大切です。

今後も、ALT の授業以外での活動や町内在住の外国人とのふれあいを通して、異なる文化背景や考え方を理解し、好ましい関係を保つことで国際感覚が豊かな人間を育成することが必要です。また、外国の文化にふれることで本町の文化を再認識し、安堵町らしさのある文化を創造するためにも、国内外の地域との交流を促進することが重要といえます。

施策の展開

重点目標及び施策の内容	実施主体
1. 地域や世代を越え、おもてなしの心による多彩な交流	
地域や世代を越えた交流の機会をつくるとともに、これらの交流の機会について町広報誌、広域や県の情報誌、インターネットなどを活用して、積極的に町内外に周知します。	総合政策課
	教育委員会
町外の人にも訪れたくなるような交流の場と機会をつくるため、安堵町の資源を交流の場と機会づくりに最大限に活かした「おもてなし」の心あふれる活動を行うとともに、住民が一体となって取り組めるような文化イベントや健康づくりなどの事業を推進します。	総合政策課
	教育委員会
2. 国際交流による新たな文化創造	
引き続き住民一人ひとりが、町内に在住している外国人とのふれあいを通して、国際感覚を養い、異文化を受け入れたうえで安堵町独自の文化に誇りを持ち、新たな文化を創造するような活動を促進します。	総合政策課
	教育委員会

【主要事業】

事業名	事業内容
語学指導等を行う 外国青年招致事業	小・中学校での充実を図るとともに、青年交流による地域レベルでの国際交流の発展を図る。



第5節

人権・男女共同参画

「人権尊重」を基本理念に、関係機関等と密接な連携を図りながら、女性、子ども、高齢者、障がい者などさまざまな人権問題の解決に向けての積極的な取組を行います。また、男女が共にそれぞれの力を発揮できる社会づくりを推進します。

重点目標

1. 一人ひとりの人権が尊重される平等な社会づくり
2. 男女が共に社会をつくる体制づくり
3. さまざまな場での人権教育の充実

現状と課題

1. 一人ひとりの人権が尊重される平等な社会づくり

同和対策事業として、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特定措置に関する法律の失効に伴い事業は終了しました。また一部の残事業については、一般施策として継続していますが、同和問題は解決に至っているわけではありません。『同和問題の早急な解決は国の債務であり、国民的課題である』という基本理念は、部落差別が現存する限り、変わることのない行政運営の基本でなければならない」とする認識のもと、引き続き同和問題の解決に向けた取り組みを推進します。しかし、差別意識は依然として存在しており、同和問題が解決されたとされる状況にはありません。現在社会においては、インターネット等による差別的な書き込みや差別落書き・差別投書など悪質な差別事象が跡を絶っておらず、同和地区に対する忌避意識の払拭・解消に向けた取り組みを関係機関・団体と連携しながら推進しています。また、まちの取り組みとしては、「差別をなくす強調月間」(7月)や「毎月11日は『人権を確かめあう日』」などの機会を捉え、県、市町村人権・同和問題啓発活動推進本部連絡協議会、法務局や人権擁護委員等との連携を図りながら啓発に努め、また、人権に関わる研究団体や町内で組織されている人権に関わる関係機関やNPO等と連携を図り、人権尊重意識の一層の普及・高揚に努めることが必要です。

2. 男女が共に社会をつくる体制づくり

男女共同参画社会づくりに対する取り組みとしては、女性の社会活動を支援するため、子育て支援事業を進めています。今後もそれらの事業を充実させるとともに、学校、家庭、地域、職場などのあらゆる分野において、男女平等を促進し、男女共同参画社会の形成に向けて、啓発活動を進めることが必要です。

3. さまざまな場での人権教育の充実

安堵町においては、人権問題の正しい理解と認識を培い、人権意識の高揚を図るため、差別を

なくす強調月間事業や毎月 11 日の「人権を確かめあう日」を中心とした啓発活動を進めるとともに、就学前教育、学校教育、社会教育において人権教育を推進しています。

また、平成 5 年 9 月 13 日には「安堵町部落差別の撤廃及び人権の擁護に関する条例」を制定するとともに、平成 13 年 7 月に策定された「人権教育のための国連 10 年安堵町行動計画」を継承し、今後も差別を許さない世論の形成と人権擁護の社会的環境を醸成し、差別のない明るい地域社会の実現をめざした取り組みを進めています。

今後も国の「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」や「人権教育・啓発に関する基本計画」、また、奈良県が示した「人権教育推進プラン」(学校教育編・社会教育編)や「奈良県人権施策に関する基本計画」をもとに、一人ひとりの人権と個性が尊重される地域社会をめざして、関係機関・団体との密接な連携のもと、同和問題をはじめ、あらゆる人権問題の解決に向けた施策を積極的に推進していく必要があります。

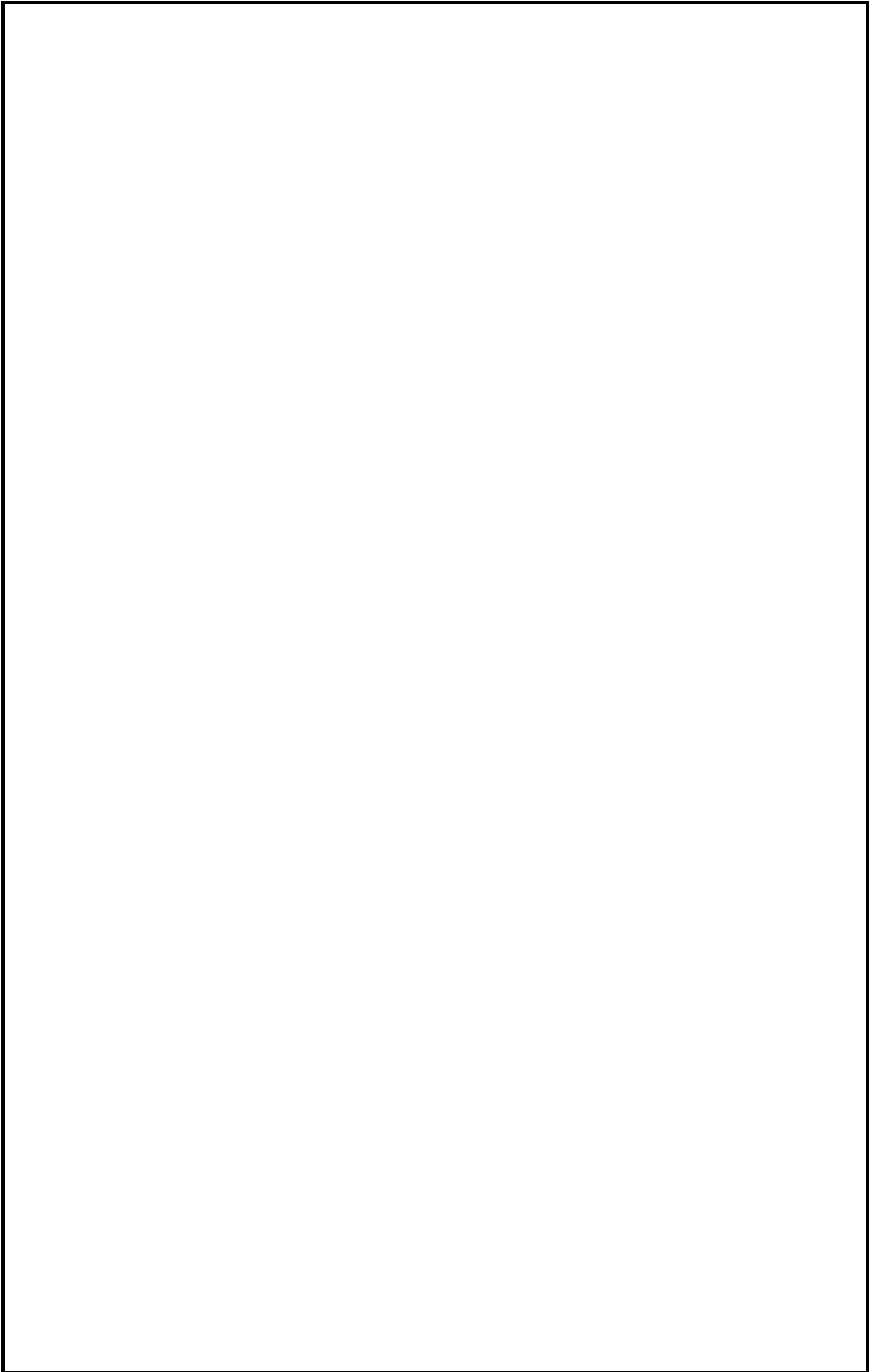
施策の展開

重点目標及び施策の内容	実施主体
1. 一人ひとりの人権が尊重される平等な社会づくり	
同和問題、女性、子ども、高齢者、障がいのある人等に関わる人権問題などを重点課題として、基本理念を尊重し、一人ひとりが人権を自分自身の問題として捉え、人権意識の高揚に努めます。	人権同和対策課
2. 男女が共に社会をつくる体制づくり	
女性の社会活動を支援するための子育て支援事業を充実させるとともに、男女平等を推進し、男女共同参画社会に向けて啓発活動を進めます。	総合政策課
	健康福祉課
3. さまざまな場での人権教育の充実	
学校における人権教育をより実践的なものへと発展するため、あらゆる領域に人権教育を中核として位置づけます。また、人権教育教材の効果的な活用を図り、すべての児童生徒がいじめの克服など、人権を擁護する態度を培い、障がいのある人や外国人、さらに男女が共同参画できる社会をめざし、共生の視点に基づいた教育を推進します。	教育委員会
外国人と日本人が民族や文化の違いを超えて、共に生きる社会の実現をめざした「在日外国人児童生徒に関する指導指針」の趣旨をふまえ、偏見や差別のない真の国際化に向けて取り組みます。	
すべての教職員が率先して差別の現実を学び、人権に対する認識・態度・実践力を高めるため、継続的で計画的な研修に取り組みます。	
人権教育地区別懇談会が、より住民が参加しやすい魅力あるものになるよう、内容の充実を図ります。	
安堵ヒューライツフォーラムや安堵いきいき子どもクラブ等を通して子どもたちに確かな人権教育を根づかせます。	
人権教育推進団体(安堵町人権教育研究会・安堵町人権教育推進協議会)の組織の活性化及び強化に努めます。	

【主要事業】

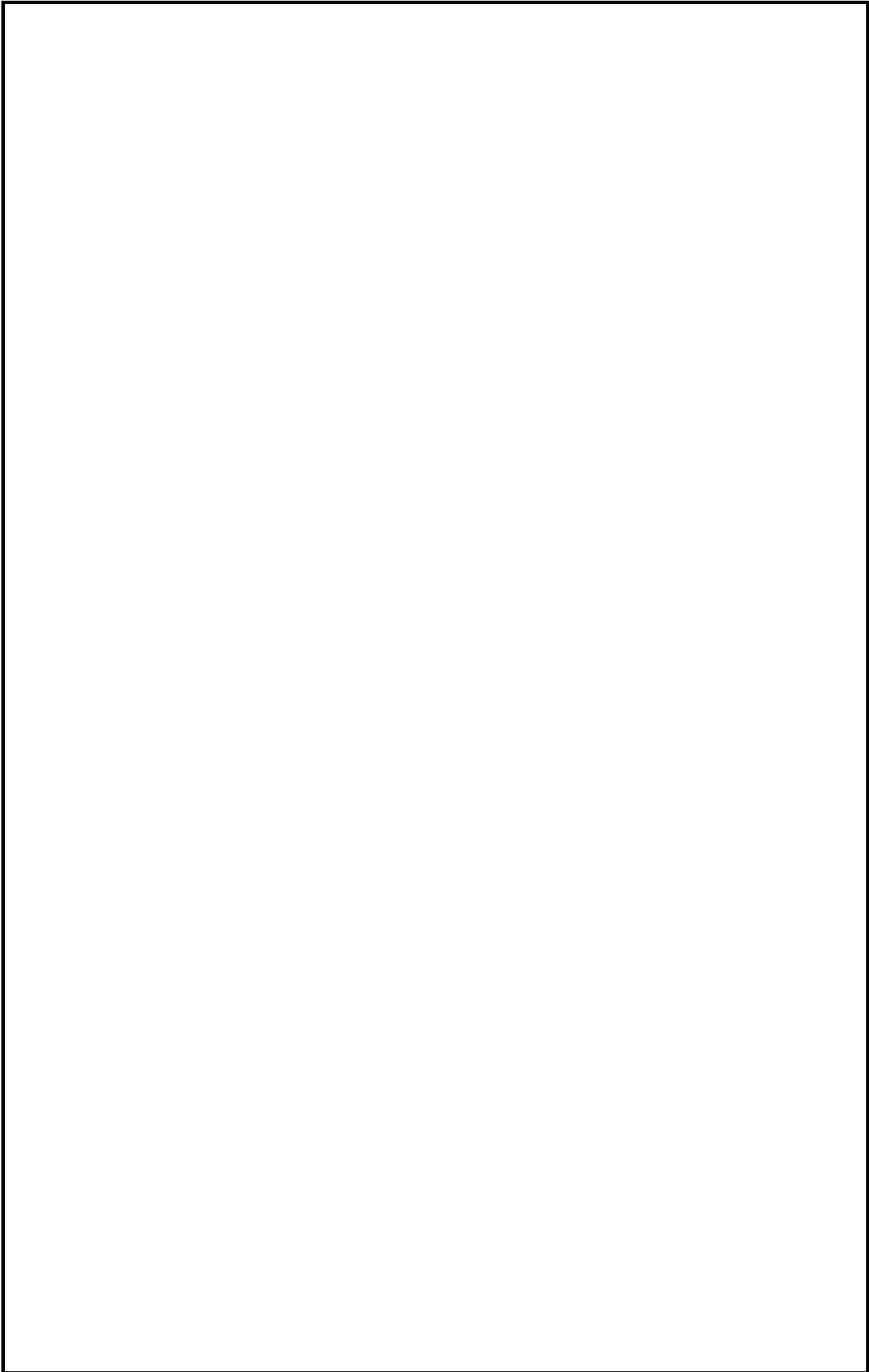
事業名	事業内容
安堵町人権・同和問題啓発活動推進事業	町民一人ひとりが日々の暮らしの中で、人権を自分の問題として捉え直し、主体的に具体的な取組や実践につなげていけるような豊かな人権文化を築けるように取り組む。
男女共同参画社会支援事業	男女平等を基本とする社会づくり・活動展開の支援を行う。





第2章 やさしさ

健やかで笑顔のあるまちを
創る



第1節 健康づくり

「自分の健康は自分でつくる」を基本理念に、乳幼児から高齢者まで住民誰もが健やかで心豊かに生活できるまちづくりに向け、平成24年度に評価・見直し策定する「第2期すこやか安堵21（計画）」に基づき、健康増進・疾病予防等に努め、さらに健康づくりを推進します。

重点目標

1.生涯すこやかに暮らせるまちづくり

現状と課題

1.生涯すこやかに暮らせるまちづくり

健康日本21計画の理念に基づき、安堵町の地域特性を生かした健康づくり計画「すこやか安堵21（計画）」は、平成22年度に数値目標の中間評価を行いました。

平成22年度の中間評価では生活習慣を整え自分にあった健康づくり「すこやか」、持ち味を生きがいにつなげる「生きがい」、人と人、組織と組織のつながりを持つ「**安堵（つながり）**」という3つのビジョンを掲げ、更に推進していくため、また、「高齢者の医療確保に関する法律」「食育基本法」等新たな法律・制度に対応した数値目標を設定しました。そして、平成24年度の最終評価年度に向け、重点的に取り組むことを明確にし、住民・団体・行政の持ち味を出し合い、協働し、推進していきます。

平成25年度からは最終評価を行った結果や、国や県の方針と整合性を図り、より安堵町に即した計画を策定し、引き続き健康づくりを推進していきます。

母子保健では安堵町母子保健計画が安堵町次世代育成支援行動計画と統合し、母子保健・児童福祉の連携をより深めていく体制づくりとなりました。要保護児童対策地域協議会も設立し、児童虐待対応、予防、啓発活動、また要支援家庭への対応が組織化されてきました。子どもや子育て家庭を見守るネットワークを更に強化し拡充させることが「子どもが健やかに生まれ育つ**まち**」の充実につながります。

施策の展開

重点目標及び施策の内容	実施主体
1.生涯すこやかに暮らせるまちづくり	
すこやか安堵21計画の柱である「すこやか」「生きがい」「つながり」の3つのビジョンに基づき、11の分野の目標に向かい具体的な事業を実施します。11の分野(1)栄養・食生活(2)身体活動・運動(3)休養・こころの健康(4)歯の健康(5)たばこ(6)アルコール(7)糖尿病(8)循環器病(9)がん(10)虐待(11)高齢者自立支援 安堵町次世代育成行動支援計画に基づき、母子保健の分野を中心に子育て支援の視点も盛り込みながら、事業を実施し、また要保護児童対策協議会の活動の充実を図り、児童虐待の予防・早期発見・早期対応・啓発活動を充実させます。	健康福祉課
特定健康診査等実施計画に基づき、特定健康診査や特定保健指導を通じて、糖尿病などの生活習慣病に着目した支援を進めます。	住民課

【主要事業】

事業名	事業内容
健康診査	特定健康診査の対象とならない者(40歳以上の生活保護受給者など)に対して、生活習慣病につながるメタボリックシンドローム対策を取り入れた健康診査を実施する。
がん検診	若年層の受診率向上を重点に置き、定期的に検診を受診する人の増加を目指すことで、がんの早期発見・早期治療につながるよう主体的な健康づくりへの意識の向上を目指す。
B型・C型肝炎ウイルス検診	平成14年度より肝疾患の重症化予防のための実施。未受診者の解消を図るため、引き続き実施していく。
健康教育(集団・個別)	集団) 同じ病態を共有する者に対する集団的な支援を通じて、参加者同士の交流の場、互いに高めあえる集団支援の特性を活かし、より積極的・主体的な健康づくりに向け、取り組めるよう支援する。必要に応じて、栄養士や歯科衛生士、地域の各種団体、ボランティア等と連携を図り、推進していく。 (個別) 疾病の特性や個人の生活習慣などを具体的に把握しながら、継続的に支援することにより、生活習慣病の改善、生活習慣病の予防につなげる。
健康相談	心身の健康に関する個別相談に応じ、必要な助言・支援を行う。福祉保健センター、役場ロビー、各地区公民館などにて実施。
訪問指導(成人)	各種健(検)診での精密検査者、要指導者の訪問、生活習慣病の予防に関する支援など、保健指導が必要な方及びその家族などに対し、生活の場である家庭に訪問し、より具体的な保健指導を実施する。

【主要事業】

事業名	事業内容
妊婦健康診査（妊娠期への支援）	未受診妊婦の受診勧奨、妊娠期からの子育て支援の充実を図る。またファミリークラスを休日に実施し、子育てについての具体的な方法やイメージを持つことができるよう支援する。
乳幼児健康診査・健康相談（子育て支援）	疾病の早期発見、成長発達の支援はもとより、子育て中の悩みや不安の解消、親子の交流、子育て仲間の交流など支え合う仲間づくりを支援していく。保育園、幼稚園、小学校、中学校、教育委員会と連携し、成長発達のフォロー体制を途切れることのないシステムを構築する。
幼児期から学童期への健康づくり	幼稚園、保育園、小学校、中学校、教育委員会との連携を図り、生涯を通じた健康づくりの基礎となるようさまざまな事業を展開していく。「食（食育）」「歯科」「たばこ」「思春期」「からだや心の成長」などをテーマに各年齢に応じた健康教育を実施していく。
訪問指導（母子）	妊娠期から新生児（生後3か月までの乳児）と産婦、養育支援者、健診・相談の未受診者や発達・育児フォロー、また虐待予防の視点も含めて、訪問による個別の支援を行う。
地区組織活動支援	健康や福祉に関する各団体、ボランティアの活動の特色を活かし、団体間のつながりを含め地域づくりの輪を広める事ができるよう支援する。



第2節 高齢者福祉

高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき、保健福祉サービス及び介護保険対象サービスの充実、地域包括ケア体制の整備、活力ある高齢社会の実現及び安心して暮らせる生活環境の整備に取り組みます。

重点目標

1. 地域で支える高齢者福祉
2. 高齢者がいきがいをもって参加するまちづくり

現状と課題

1. 地域で支える高齢者福祉

安堵町では、「みんなが生涯すこやかに生活し安堵するまち」を目標として、「安堵町老人福祉計画及び介護保険事業計画」を策定し、それに沿った施策を推進しています。また、介護保険制度が平成12年4月に開始され、平成23年3月末現在には369人が要介護認定を受けており、そのうち291人が居宅サービスを、58人が施設サービスを利用しています。

また、平成18年4月に介護保険制度が見直され、高齢者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続し、できる限り要介護状態にならないよう、介護予防サービスを適切に実施するとともに、要介護状態になっても高齢者のニーズや状態の変化に応じて必要なサービスが切れ目なく提供される包括的かつ継続的なサービス体制を確立することが求められています。

本町において、地域包括支援センターを設置し、地域包括ケアを支える中核機関としての機能を担い、住民の相談やサービス利用時のニーズに適切に対応できる拠点となっています。

今後は、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部改正により、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向け、高齢者介護に関する地域の相談窓口としてますます機能を強化し、関係各所と連携を図る必要があります。

また、社会福祉協議会においても、高齢者が住み慣れた家庭や地域で安心して暮らし続けられる環境づくりを推進し、さらなる充実に向けて関係機関との連携を図ることが重要です。

施設については、平成8年12月に広域施設として老人総合福祉施設「あくなみ苑」が設置されているほか、介護老人保健施設や介護療養型医療施設が本町と隣接した大和郡山市に設置されており、近隣に介護三施設がそろっています。

福祉保健センターは娯楽室を設け、保健及び高齢者福祉に関する事業推進の場、地域高齢者の生きがい活動、文化活動と高齢者および住民の交流の場として利用されています。高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って元気に過ごせるよう、外出のきっかけやコミュニケーションの場となる居場所づくりを今後も推進していく必要があります。

2. 高齢者がいきがいをもって参加するまちづくり

寝たきりの主な原因となる脳血管疾患や、転倒などによる骨折の予防を重点に、健康の保持、疾患の早期発見、継続的治療の必要性、転倒しない身体づくりなど、「自分の健康は自分でつくる」という意識の向上を図っています。その後、積極的に歩く方がみられるようになったり、活動の中に健康づくり、健康ウォーキングを取り入れ老人クラブ等を中心に徐々に意識は高まりつつあります。

今後もこうした高齢者の健康づくりへの気運をさらに高め、健康で長生きできる社会づくりに努める必要があります。

一方、老人クラブ連合会や社会福祉協議会等各関係機関では、それぞれが連携を図りながら、文化活動やスポーツ活動を行い、高齢者の健康と生きがいづくりの支援協力を行っています。

特に、老人クラブ連合会では「めくばり、きくばり、愛の一言運動」等に取り組むとともに、1円玉募金活動（相互支援） 保育園児との餅つき大会、小学校児童との昔の伝統的な遊びを通じた世代間の交流等を実施しています。また、小学校児童の登下校時の安全、見守り活動の実施をしています。花いっぱい運動や清掃活動では、町内の施設等への花の植えつけや水やり等の美化運動、社会奉仕事業として町内のカン拾い等の清掃活動を行っています。これらの活動によって、高齢者が友愛活動の輪を広げて、地域の一員として社会参加できるよう、積極的に協力支援しています。

今後は、さらに多くの人の輪ができるよう、社会福祉協議会と連携していくことが大切です。また、健康づくりやいきがいづくりにつなげていくうえで、今までの高齢者がもつ知識、経験を活かして、ボランティア活動などの地域活動を行うことが必要です。

施策の展開

重点目標及び施策の内容	実施主体
1. 地域で支える高齢者福祉	
「安堵町老人福祉計画及び介護保険事業計画」に沿った施策を推進し、介護保険制度の円滑な運営を図ります。	健康福祉課
介護予防・日常生活支援のためのサービスを総合的に実施し、利用者の状態や、意向に応じて予防給付及び新たな総合的多様なサービス利用を推進します。	
地域包括支援センターの機能強化により、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向け、高齢者介護に関する地域の相談窓口としてますます機能を強化し、関係各所と連携を図ります。	
社会福祉協議会と連携を図りながら、福祉サービスの提供体制を整備し、認知症対策の推進および地域の自主、自立性を高めるため、高度で多様なニーズに対応できるように努めます。	
2. 高齢者がいきがいをもって参加するまちづくり	
高齢者の健康づくり活動（踊り、民謡）、健康ウォーキングを支援し、健康で長生きできる社会づくりのための取り組みを推進します。	健康福祉課
高齢者の生きがいづくりの支援協力を行い、菊花展、教養講演会、健康料理講演会、各種予防講座等、積極的な参加を幅広く推進します。	
世代を越えた交流を推進し、昔の伝統的な遊びを通じた小学校児童との対話、高齢者が地域の一員として社会参加できるよう、社会福祉協議会と連携して積極的に協力支援を行います。また、高齢者がもつ知識、経験を生かした伝承活動、奉仕、親切美化運動、交通安全対策運動等ボランティア活動などの地域活動を推進します。	

【主要事業】

事業名	事業内容
配食サービス事業	ひとり暮らしの高齢者に、栄養のバランスのとれた食事を提供して、高齢者の安否の確認も行い、緊急時には適正な対応を図る。
介護用品等支給事業	寝たきりで常時失禁状態にある高齢者に紙おむつを支給して、介護家族の経済的負担の軽減を図る。
介護予防事業	高齢者の方が在宅において自立した生活を送ることができるよう に予防する。

第3節 障がい者福祉

障害者計画及び障害福祉計画のもと、障がいのある方々が地域で安心して暮らせ、社会的に自立し積極的に社会参加できるよう、さらなる総合的障がい者施策を推進します。

重点目標

1. 障がいのある人(児童)を共に支えるまちづくり
2. 障がいがあっても自立・社会参加を推進する環境づくり

現状と課題

1. 障がいのある人(児童)を共に支えるまちづくり

ノーマライゼーションの理念のもと、すべての人々が地域で共に生活するためには、障がいや障がいのある人に対する正しい理解を深めることが必要です。

本町では「みんながふれあい共に暮らし安堵するまち」を基本目標とした、「障害者計画」および「障害福祉計画」を策定しており、計画の理念として、「障がい者に対する理解の推進」「自立した生活への支援とバリアフリーの促進」「障がい者にやさしいまちづくり」の3点を掲げ、この理念に則した施策を計画的に展開しています。今後は、障がい者に対する正しい理解と認識が得られるよう、より一層啓発活動に努めるとともに、障がいのある人(児童)や高齢者の方などすべての人にやさしいまちづくりを目指していくため、情報交換・共有を基盤とするネットワークの構築や、地域みんなで協力し、支え合える関係を築いていける体制づくりが必要です。

また、本町では乳幼児健診を充実させ、障がいの早期発見と早期療育に努めています。心身の発達等について、必要な幼児に対しては、専門家への相談を勧めたり、遊びを通して身体の発育、情緒の安定など、調和的な発達に資することを目的に療育教室を実施しています。

障がい福祉サービスについては、西和7町障害者自立支援協議会を中心に、近隣町、事業者との連携を通じて、障がい者が住み慣れた地域社会で安心して生活し、社会参加や自立を促進していくことができるよう、多様な福祉サービスが提供できる体系を構築していく必要があります。

難病患者に対しても地域の中で安心して共に生活していけるよう、今後も居宅生活支援事業制度などの周知・充実に努めていきます。

さらに、身体障がいのある人や知的障がいのある人の相談員を設置し、相談に応じて必要な助言や指導を行っています。今後もこの事業を継続、推進し、障がい者福祉の増進を図ることが必要です。

2. 障がいがあっても自立・社会参加を推進する環境づくり

障がいのある人(児童)の心身の発達と社会参加を促進するため、各種の文化行事への参加を

呼びかけており、「いきがいのある健康で、みんながふれあい共に暮らし安堵するまち」の推進に向けて、社会福祉協議会に登録している関係団体や協力団体と連携して活動をしています。今後も地域福祉活動面について、さらに幅広い協力体制をとることが求められています。

また、障がいのある人が自立し、生きがいを感じるためにも、障がいのある人のもつ能力を生かせるよう、就労支援について、県、ハローワーク、近隣町と連携して実施していくことが必要です。

また、学校においては障がい者に対する理解を深めるため、交流による福祉教育の機会の充実が重要となります。

施策の展開

重点目標及び施策の内容	実施主体
1. 障がいのある人(児童)を共に支えるまちづくり	
ノーマライゼーションの理念を普及するため、身近な暮らしの場である地域や家庭において、福祉意識を高め、行動できるような人を育てる福祉教育の取り組みに努めます。	健康福祉課
今後も、療育教室を継続して開催し、発達に心配のある幼児およびその保護者に対して、身近な相談の場の確保に努めます。	健康福祉課
利用者の意思を尊重し、自立と安心を支えるサービスが提供できるよう、西和7町障害者自立支援協議会を中心としたネットワークづくりに努め、施設整備やマンパワーの確保等、障がい者サービスの基盤整備を推進していきます。	
障がいのある人（児童）及びその家庭への支援のため、障がい福祉制度や各種サービスについて、ホームページや広報紙を通じ周知を図ります。	
今後も、難病患者の生活の質を高めるため、本人やその家族の方々が安心してより良い生活を送ることができるよう、居宅生活支援事業制度等の周知・充実に努めるとともに、近隣自治体や関係機関との連携を図ります。	
西和7町指定障害者相談支援センター「ななつぼし」をはじめとして、障がいのある人（児童）や家族の方が気軽に何でも相談できる環境を整備し、相談支援事業の機能強化に努めていきます。	
2. 障がいがあっても自立・社会参加を推進する環境づくり	
社会福祉協議会と連携し、ボランティア団体相互の連携や活性化を支援し、ボランティア活動の推進およびネットワーク化を図ります。	健康福祉課
障がい者の働く場の充実のため、西和7町による広域的な取り組みを行い、障がいの種別を越えた福祉的就労の場の確保や、定員枠の拡充に努めます。	
町内の小・中学校と特別支援学校の交流を図り、同じ地域に住む、同世代の子どもたちの仲間づくりに取り組みます。 また、小・中学校において、地域団体等の協力を得ながら、福祉教育の推進を図ります。	

【主要事業】

事業名	事業内容
身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳交付事業	各種の福祉援助を受ける際に必要となるため、対象者に手帳を交付する。

自立支援給付事業

事業名	事業内容
障がい福祉サービス	日常生活に必要な支援を受ける際に支給される介護給付（居宅介護、生活介護、短期入所など）、自立した生活に必要な知識、技術を身に付ける際に支給される訓練等給付（自立訓練、就労移行支援、就労継続支援など）を提供する。
自立支援医療 （更正医療・精神通院医療）	更正医療...身体障がいを取り除いたり、軽くしたりするために必要な医療を指定医療機関で受ける場合に、医療費の一部を公費で負担する。 精神通院医療...通院による精神疾患の治療を積極的に進めるため、医療費の一部を公費で負担する。
補装具の交付・修理	身体の失われた部位や障がいのある部位を補って、日常生活や就業生活をしやすくするために必要な用具の交付または修理にかかる費用を支給する。

地域生活支援事業

事業名	事業内容
相談支援事業	身体・知的・精神に障がいがある方、及びその家族の方のさまざまな相談に専門の知識を有する相談員が応じ、必要な情報の提供や助言を行う。
コミュニケーション支援事業	聴覚、言語障がい、音声機能障がいなどの意思疎通に支障がある人のために、手話通訳を行う者の派遣を行う。
日常生活用具の給付	在宅で生活する重度障がい者（児）に対し、日常生活をより円滑に行えるよう必要に応じて日常生活用具を給付する。
移動支援事業	屋外の移動が困難な障がいのある人を対象として、外出の際の移動にかかる支援を行う。
日中一時支援事業	家族の就労支援や一時的な休息を目的に、障がい者の日中における活動の場を確保し、見守りなど支援を行う。

第4節 児童福祉

少子化の流れを変え、安心して安全な子育てができる環境を構築するために子育て支援体制の充実を図ります。また、子育てを地域ぐるみで支援する体制づくりを推進し、子どもが尊重され、子育てが大切にされる社会・まちづくりを推進します。

重点目標

1. 地域で育児を支える体制づくり
2. 安心して保育ができる環境づくり

現状と課題

1. 地域で育児を支える体制づくり

福祉保健センターでは母子保健事業に子育て支援の視点を盛り込み、親子のコミュニケーションや地域の人との交流を促しながら事業を展開してきました。自主的なサークルも発足し、子育て中の親同士で交流し、支え合う状況は見られますが、世代を超えた交流には発展しにくい状況です。

子育てを終えた世代、これから親になる世代にも子育て世代を見守り、声を掛け合えることのできる地域づくりが必要です。そのためにはまず、子育てボランティアの継続、発展が必要です。

心身の発達に心配のあるお子さんに対する支援体制として関係機関が、乳児期から一貫した情報を共有し、親子にとってよりよい支援体制となるようなシステムが必要です。

2. 安心して保育ができる環境づくり

町内には町立の保育園が1か所あります。定員は250名です。現在は、少子化対策の一環として0歳児からの入園をはじめ、生涯にわたる人間形成の基礎を培う時期にその大半を過ごすことになる保育園は、より一層その役割が重要になり、それに伴って保育士の確保や、0～1歳児の定員枠の増加、保育時間の延長を図るなど、保育サービスの充実を図らなければならないところでもあります。

また保育士の言動が子供に与える影響は大きく、そのため保育士研修において、保育士の人間性及び資質の向上を図っています。

施策の展開

重点目標及び施策の内容	実施主体
1. 地域で育児を支える体制づくり	
自主的な子育てサークルを支援するとともに、今までの母子保健事業の中での仲間づくりが広めていけるよう、事業の充実拡充をはかっていきます。また子育てボランティアの活動を支援する体制を整えます。	健康福祉課
母子保健事業等を通じて出来た、子育て仲間が自主的な子育てサークル活動へ発展していくことを支援していきます。また子育てを支援するボランティア等と子育て世代が交流し、つながりを広めていけるような機会を事業時に設定していきます。	
要保護児童対策地域協議会の活動の充実を図り、関係機関がそれぞれの立場や役割の中で児童虐待の早期発見、早期対応、予防、啓発をすすめていきます。	健康福祉課
また、心身の発達に心配のあるお子さんには心理相談・児童相談事業を継続し、町療育教室の体制を充実させます。関係機関で情報の共有化や連携のとれる体制づくりをより進め、親子にとってよりよい支援体制を確立していきます。	住民課
保育時間の前後の延長等可能な限りの対応とともに、今後は保育の内容充実に向けて方策を検討します。	住民課
ひとり親家庭等医療費助成（母子家庭と父子家庭とその児童）に対する医療費助成の制度を周知し、助成をしていきます。（父子家庭の医療費助成の医療費助成は平成23年8月1日から施行しています。）	住民課
仕事と子育ての両立を支援するため、保育体制を充実させて柔軟な対応に努めるとともに、 妊婦及び若い夫婦を対象にファミリー教室で出産までの支援を行い 、相談体制の強化や自主団体を活用していく方策を検討します。	住民課
2. 安心して保育ができる環境づくり	
心身の健全な発達を目的に健やかに育つ環境を整えるため、保育機能の充実を図るとともに保育士の確保に努め待機児童の解消に努めます。	住民課

【主要事業】

事業名	事業内容
児童扶養手当受付事務事業	児童扶養手当認定請求にかかる相談・請求受付処理をしている。
放課後児童健全育成事業（学童保育）	安堵小学校児童が、放課後家庭にて保護者の労働または疾病等の事由により保護されない場合、保護者に代わり放課後等に保護する。



第5節 地域福祉

住民一人ひとりが生きがいと幸せ感を持ち、すべての人にやさしい、ふれあいのあるまちづくりを推進し、利用者の立場に立った地域福祉体制の確立を目指します。

重点目標

1. 自助・共助・公助による福祉のまちづくり 用語説明 【自助】自分の責任で、自分自身が行うこと。
2. 福祉をささえるマンパワーの育成 【共助】自分だけでは解決や行うことが困難なことについて、周囲や地域が協力して行うこと。
【公助】個人や周囲、地域あるいは民間の力では解決できないことについて、公共（公的機関）が行うこと。

現状と課題

1. 自助・共助・公助による福祉のまちづくり

誰もが安全で快適に、又安心して生活できるまちづくりのために、ハード面の推進と同時に防災面はからも災害に強い福祉体制の整備が求められます。

少子高齢化や核家族化、高齢者世帯の増加、価値観の多様化、生活不安の増大などを背景に、地域のコミュニティ活動が低下する傾向があり、地域のつながり・地域に対する関心が希薄になっているのが現状です。町民一人ひとりのつながりを強め、お互いの信頼関係を築き、地域コミュニティの活性化を図ることが必要です。

低所得者福祉については、中和福祉事務所と密に連携し、生活保護に該当しないボーダーライン付近に位置する困窮世帯も範囲に入れた訪問活動を行い、低所得者に至った原因と実態を的確に把握し、必要に応じて、福祉法に基づき指導しています。無職の人に対しては、職業安定所と協力して職業の斡旋、就業機会の提供に努め、自立を促進しています。今後も管内、中和福祉事務所と連絡を密にし、困窮世帯に対する援護体制を充実していくとともに、職業安定所と協力して、職業の斡旋、就業機会の提供に努め、就労を促進することが必要です。

2. 福祉をささえるマンパワーの育成

安堵町において、住民が安心して生活ができるように、何らかの支援を必要とする住民へ見守り・声かけ・手助け等の地域での支え合い活動の取り組み、又、要介護状態、要支援状態となることを予防する介護予防の推進が必要です。地域包括支援センターは、介護予防を含む地域の福祉力の向上と地域における包括的な支援を実現する役割を果たす機関として、高齢者の生活を支える総合相談窓口として地域福祉の推進に努めています。

又、安堵町社会福祉協議会としても、地域福祉の推進を目的に福祉サービス・各種ボランティア

ア団体育成に取り組んでいますが、**ますます**進展する少子・高齢化においては、地域参加を促し、地域福祉を支える担い手を育成し、魅力ある町づくりに取り組む必要があります。

施策の展開

重点目標及び施策の内容	実施主体
1. 自助・共助・公助による福祉のまちづくり	
公共施設等のバリアフリー化などハード面については随時推進されており、今後は、日常での住民の関わり合いや相互共助等を推進し、あらゆる世代の住民地域参加の仕組みを構築するよう努めます。	健康福祉課 住民課
地域福祉を進めるには、地域みんなで支え合う社会づくりを構築することが求められています。 高齢になっても、住み慣れた地域で自立し、安心した生活を営むために、又、支援を必要としている住民の問題を解決するために町、消防・警察等の公的機関及び自治会・老人会・民生委員等の各種団体が連携・協働し、お互いが支え合えるネットワークづくりを構築します。	健康福祉課 住民課
中和福祉事務所と連携し、相談・指導などを通じて、困窮世帯に対する援護体制を充実するとともに、自立を促進します。	住民課
2. 福祉をささえるマンパワーの育成	
住民が住み慣れた地域で継続的に自立して生活できるよう地域包括支援センターが社会福祉協議会と協働し、地域の人々と良好な関係を築き、相談・支援すべき体制を整え、地域ケア体制の整備を推進します。	健康福祉課
一人ひとりに最適な支援が届くよう、地域住民が集い住民交流活動の拠点となる居場所づくりを推進し、ふれあいを通して生きがいづくり・仲間づくりの輪を広げ地域福祉活動をさらに強化します。	

【主要事業】

事業名	事業内容
困窮世帯に対する援護	中和福祉事務所と連携し、困窮世帯に対する相談・指導を行い、自立促進のために取り組んでいる。
介護予防教室	町内の65歳以上の高齢者を対象に運動器の機能向上、口腔機能の向上等を行い、心身ともに自立した日常生活を送れるように支援する。
子育て支援事業（療育教室）	成長に不安のある5歳児以下の子とその親を対象に実施
小地域活動支援事業（ふれあいきいきサロン）	地域住民の交流により福祉の意識向上を図る。
手話奉仕員養成講座	入門から基礎課程の講座を実施する。

第6節

国民健康保険・国民年金

すべての住民が健康で元気に生活し、不安のない老後を送ることができるよう、国民健康保険事業、国民年金事業の健全な運営に努めます。

重点目標

1. 国民健康保険の健全な運営
2. 国民年金制度の円滑な運営

現状と課題

1. 国民健康保険の健全な運営

国保加入世帯・被保険者数の近年の年度平均については、平成21年度1,255世帯に対し、被保険者数2,252人、平成22年度1,286世帯2,291人、平成23年度6月現在においては、1,299世帯2,310人と、やや増加傾向にあります。一世帯あたりの保険税調定額は、平成21年度149,425円、平成22年度137,218円、一人あたりの保険税調定額は、平成22年度83,718円、平成22年度77,024円で比較すると大きく減少しています。国保加入者は増加していますが、加入者の経済状況は厳しく、国民健康保険税収に影響していることがわかります。医療費については、平成21年度と平成22年度を比較すると横ばい状態ですが、ここ5年間では約1億円増加しています。保険税の収納状況は、平成22年度収納率が87.83%と、県内町村では最も低く厳しい状況にあります。このような厳しい状況の中、国保特別会計は2年連続で赤字であり、国保会計の健全化に向けて、収納率の向上や賦課徴収の適正化等の対策を早急に検討する必要があります。

また、平成20年度より「高齢者の医療確保に関する法律」に基づいて、40歳以上の被保険・被扶養者に対して、糖尿病などの生活習慣病に着目した特定健康診査及び特定保健指導を実施しています。特定保健指導の受診率は、平成21年度25.5%、平成22年度27.0%と徐々に増えていますが、若い層の受診者の伸び悩みが見られます。特定保健指導については、実施率が平成21年度37.8%、平成22年度49.0%となっています。対象者の中には、経年的に該当になる方がみられます。また、特定保健指導を受けて一度改善しても、再度該当になるなど、改善した生活習慣を維持する難しさがあります。

特定保健指導該当以外にも、腎臓機能の低下や脂質異常、糖尿病コントロール不良者などに増加傾向が見られ今後ますます個別の対応が必要と予測されます。

2. 国民年金制度の円滑な運営

少子高齢化社会の到来にともない、中高齢者の自立意識の高まりと社会保障制度等に対する要

請がますます多様化し、とりわけ老後の生活の支えとなる年金制度の果たす役割はますます重要となっています。

国民年金制度は、地方分権の推進を図るための関係法律の整備などに関する法律（地方分権一括法）の施行にともない、国民年金の届出受付事務の一部が法定受託事務になり、国民年金事務が変更されています。そのため、今後も各種届出書の受理などの事務を法定受託事務として円滑に行い、制度運営を図っていくことが大切です。

また、若年齢・高齢者にいまだ年金制度への無理解・無関心者が多いことから、啓発にも力を入れ、無年金者の防止に向けて制度の周知に努めています。今後も、継続して広報・パンフレットなどを活用し、住民一人ひとりの年金制度への理解を高めていくことが必要です。

一方、被保険者の国民健康保険への加入・喪失及び住民票の転入・転出等にとまなう国民年金への資格取得・喪失の手続きをなくすように努めています。

施策の展開

重点目標及び施策の内容	実施主体
1. 国民健康保険の健全な運営	
長期国民健康保険税の滞納者の滞納要因などを分析し、対応を検討するとともに、保険税の見直しなども視野に入れ、国民健康保険財政健全化に努めます。	住民課
医療費適正化特別対策事業は、継続して実施し、医療費が増えているなどの国保状況を、被保険者に通知などの機会を利用して知らせていきます。	健康福祉課
医療費の大きな増大になる生活習慣病や透析者の増加等に対し、特定健康診査、特定保健指導などで予防・早期発見に努め、生活習慣改善を進めていくことで、重篤な状況にならない健康維持を推進していきます。	
特定健康診査、特定保健指導等は、平成19年度策定の安堵町国民健康保険特定健康診査等実施計画に基づき実施していきます。生活習慣の改善につなげるためには、まず受診者を増やすことが大切なので、個別通知や啓発ポスターなどで特定健康診査の実施を周知していくとともに、健診当日の空き時間を利用して、特定健診の意味、経年受診の必要性、受診結果を健康づくりに生かす方法などの健康教育等を行ない、経年受診者を増やしていくよう努めます。	住民課
また、この計画は5年一期として実施計画を定めるもので、平成25年以降の二期目となる5年間の計画を、一期目の実施状況を分析し策定します。	
特定保健指導は、該当者の意見を取り入れ、参加しやすい方法を検討していきます。また、特定保健指導該当者だけでなく、健診結果に基づいて必要な方にも個別で生活習慣の改善を支援していきます。	

2. 国民年金制度の円滑な運営

今後も各種届出書の受理など、法定受託事務の円滑な実施に努め、国民年金制度の運営を図ります。

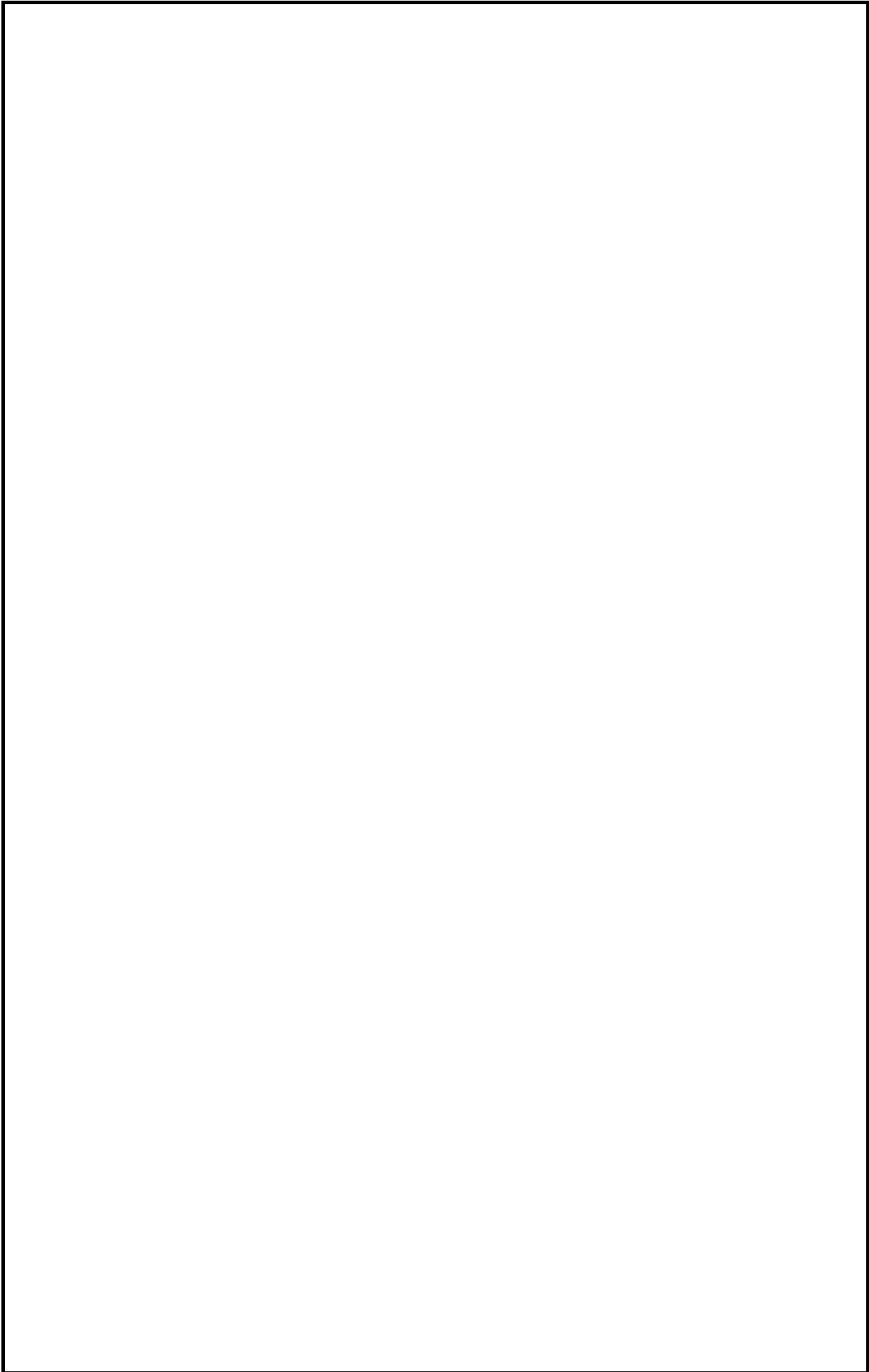
住民一人ひとりの年金制度への理解を高めるため、広報・パンフレットなどを活用して広報活動を行い、制度を周知します。

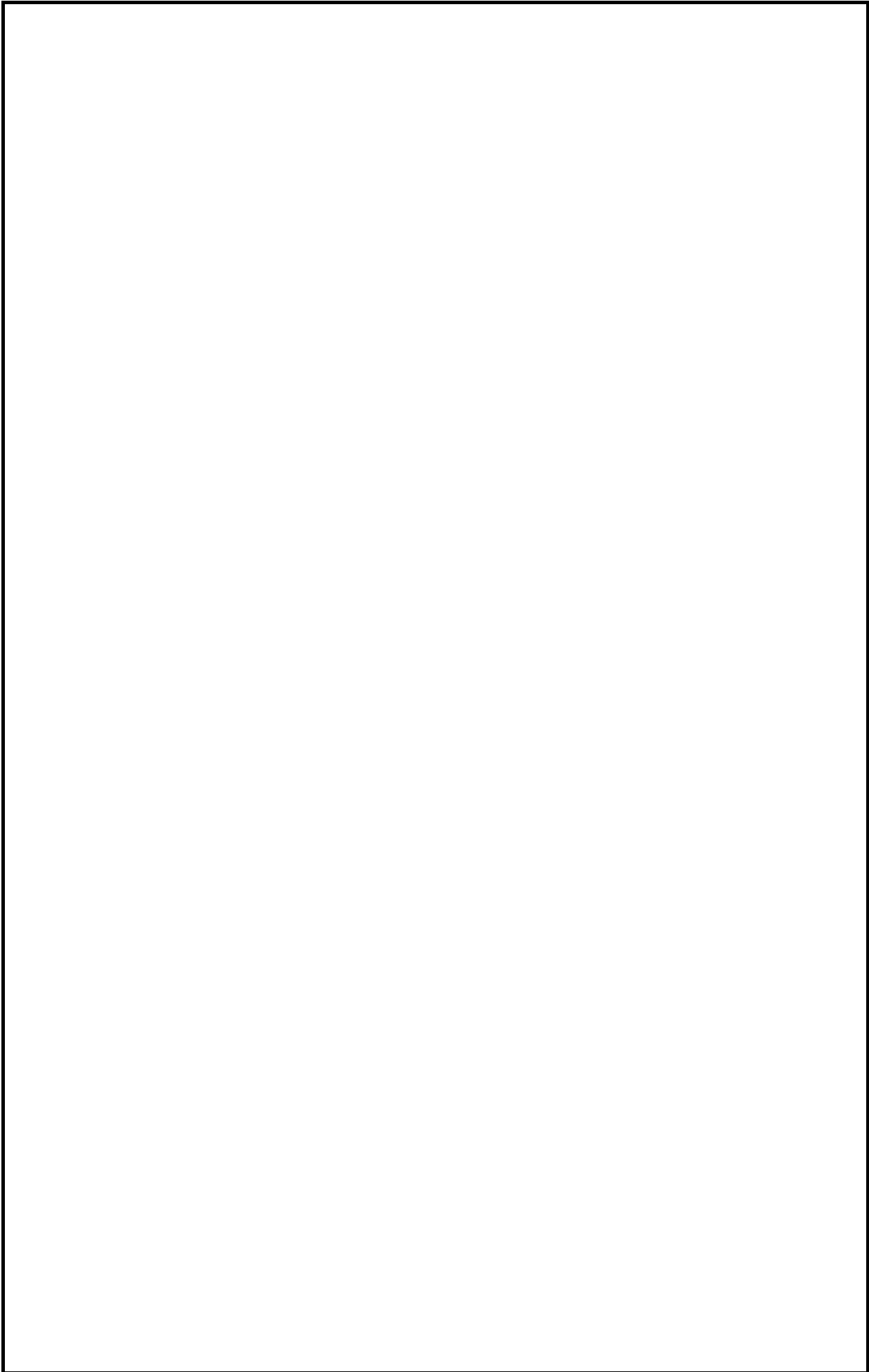
国民健康保険係や**住民**係と国民年金係で連携をとり、被保険者の国民健康保険における加入・喪失及び**住民票**の転入・転出等にもなう国民年金への資格取得・喪失の手続きが適正に行われるように努めます。

住民課

【主要事業】

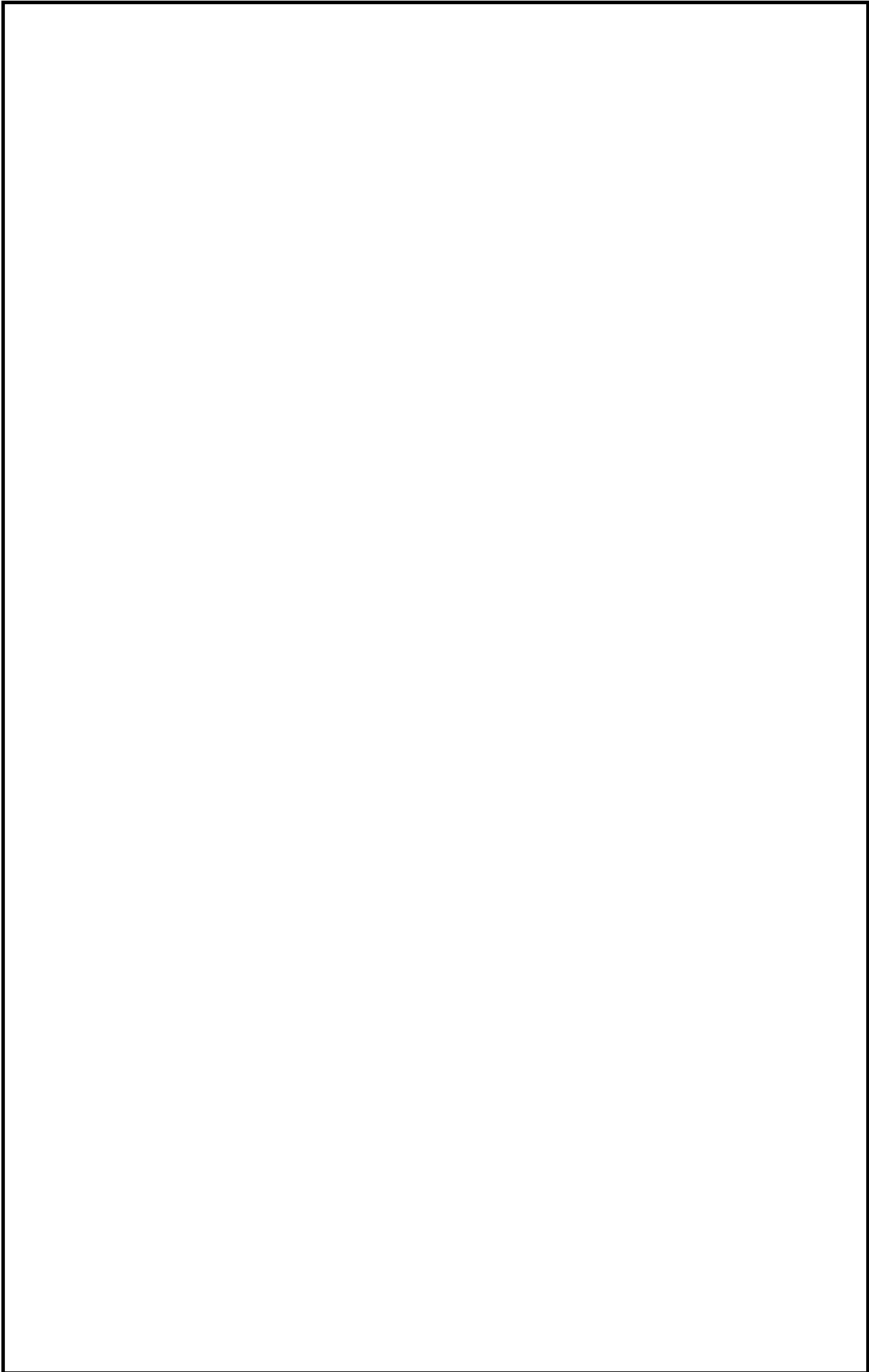
事業名	事業内容
国民健康保険健全化事業	国民健康保険の健全な運営のため、収納率の向上や財源確保に努める。 滞納者を増やさないために、その要因や問題点等を分析するとともに、滞納者には個々に滞納指導を図りながら、納付の義務を理解してもらえるように努める。
医療費適正化特別対策事業	国民健康保険者の健康に対する認識を深め、疾病を未然に防止し、国民健康保険の健全な運営を目的に、医療費通知を行う。
特定健康診査等事業	40歳以上の方を対象にメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）対策を取り入れた特定健康診査を実施し、生活習慣病につながるメタボリックシンドロームの該当者や予備群を減少させるため、特定保健指導でその対象者の予防・改善に向けての生活改善の指導を行う。 また、健診結果を基に、透析等につながる慢性腎臓病や糖尿病等の生活改善指導、治療中の方には治療効果を上げるための保健指導に努める。
国民年金事務	20歳到達時や会社の退職による国民年金への加入や、転入・転出・保険料の免除申請等の届出の受付・進達処理をする。 年金請求の受付・進達処理をする。





第3章 心地よさ

美しく住みやすさのあるまちを
創る



第1節 土地利用

歴史的環境に包まれた田園環境を有するとともに、西名阪スマートインターチェンジの開設が予定されており、自然と住民にやさしく、また活力を創造する土地の使いかたについて、住民とともに適正利用を図っていきます。

重点目標

1. 歴史的遺産を活かす土地利用
2. 自然環境にやさしい土地利用

現状と課題

1. 歴史的遺産を活かす土地利用

本町の土地利用については、「豊かな田園風景に囲まれた心と文化が交流するまち」の将来像のもとに「安堵町都市計画マスタープラン」に沿って進められています。しかし、土地利用の推進については、行政面だけでなく、地域住民の協力がなければ計画の実現は困難であるため、今後も住民の協力が得られるよう、努力していく必要があります。

また、地域住民の協力を得ながら歴史的資産を活かしたまち並みを維持するとともに、役場などの公共施設の並ぶ中心地などにおいては、周辺環境や景観との調和を図りながら、地域の特色を活かした土地利用に努めることが重要です。

2. 自然環境にやさしい土地利用

居住環境整備のためには一定程度の開発は必要ですが、緑豊かな地域を守り次世代に継承していくためには、事前の環境影響評価を実施し、生態系や景観への配慮、自然地形の活用を重視する必要があります。安堵町の豊かな自然景観を次世代に引き継ぐため、保全に努め、自然の仕組みに沿った土地利用を進めることが課題です。

施策の展開

重点目標及び施策の内容	実施主体
1. 歴史的遺産を活かす土地利用	
都市計画の基本的な方針となる「安堵町都市計画マスタープラン」に基づきつつ、住民の協力を得ながら、引き続き計画的かつ調和のとれた魅力ある土地利用の推進に努めます。	産業建設課
住民の協力を得ながら、歴史的資産を活かした歴史的なまち並みを維持するとともに、中心地などにおいても周辺環境や景観との調和を図りながら、土地利用に努めます。	
2. 自然環境にやさしい土地利用	
豊かな自然を守り、次世代に継承していくため、自然環境に配慮した土地利用を進めます。	産業建設課

第2節 道路交通

周辺地域と結ぶ広域的な道路・交通網の整備とともに、住民の日常生活の足を確保し、人の行き来がしやすく、地域が活性化する公共交通ネットワークの整備を推進します。

重点目標

1. 地域の内外を結ぶ道路網の整備
2. 安全で快適な道路空間の形成
3. 住民の足としてのバス交通の充実 公共交通の整備により、住民の足を確保する。

現状と課題

1. 地域の内外を結ぶ道路網の整備

総合的な道路体系の確立については、県道天理斑鳩線の整備は完了し、残る都市計画道路の安堵王寺線、大和郡山広陵線については、町内の約2/3が整備完了しており、残りの整備については今後も事業の推進を県に要望するとともに、近隣町と協議し、早期完成に努めることが必要です。また、身近な生活道路整備を行ってきましたが、今後も引き続き推進することが重要です。

農道については毎年整備していますが、現状に見合った利便性を考慮し、政策を見直すとともに、地元要望箇所の整理により年次計画を立案し、計画的に事業の推進を図ることが課題となっています。

橋梁整備については、新設予定はありませんが既設橋については、長寿命化計画を策定し維持管理費の平準化を図っていきます。

2. 安全で快適な道路空間の形成

道路においては、現在、状況に応じて街路灯を設置しています。一方、歩道については、既存の町道への設置が困難であるため、都市計画道路である東西線の整備に合わせて、歩道を設置しています。そのため、今後は、ユニバーサルデザインの視点から主要町道を総点検し、安全でゆとりのある道づくりに取り組むことが大切です。そして、自転車道（奈良市～明日香）の活用方法として、町内の観光施設との連絡道路を自転車と位置付け、道路整備とともに案内標識の整備を行います。また、道路改修などの整備については、下水道工事とあわせて路面整備や道路排水の整備を行い、より効率的に安全な道をつくる必要があります。

3. 住民の足としてのバス交通の充実 公共交通の整備により、住民の足を確保する。

地域公共交通会議を設置し、住民アンケートにより公共交通に対するニーズの把握をしました。それらを反映し、交通計画を策定しました。既存路線を残しながら、近鉄線・町内公共施

設へのアクセスの構築を図り、恒久的に運行を継続できる仕組みを作り上げることが重要です。

施策の展開

重点目標及び施策の内容	実施主体
1. 地域の内外を結ぶ道路網の整備	
都市計画道路の安堵王寺線、大和郡山広陵線については、今後も事業の推進を県に要望するとともに、近隣町と協議し早期完成に努めます。また、身近な生活道路の整備についても引き続き推進します。	産業建設課
農道については、現状に見合った利便性を考慮し、政策の見直しとともに地元要望箇所の整理により年次計画を立案し、計画的に事業の推進を図ります。	
2. 安全で快適な道路空間の形成	
ユニバーサルデザインの視点から主要町道を総点検し、安全で空間のある道づくりに取り組みます。	産業建設課
下水道工事とあわせて路面整備や道路排水の整備を行い、より安全な道づくりを推進します。	産業建設課
	上下水道課
自転車道としての機能の確保、並びに案内標識の整備等を進めます。	産業課
3. 住民の足としてのバス交通の充実 公共交通の整備により、住民の足を確保する。	
交通計画策定の中で、ダイヤ編成等の検討を要望します。	総務課

【主要事業】

事業名	事業内容
交通対策事業	交通空白地をコミュニティバスの運行により解消する。
道路整備事業 (都市計画道路安堵王寺線)	町における幹線道路であり、町内の2 / 3 が完成しているが、先線については近隣町と調整を図り先線計画を進める。
県道路整備事業 (都市計画道路大和郡山広陵線)	未完了部の 完成 、並びに全体区間の早期供用を進める。
道路整備事業 (岡崎川右岸線)	スマートインターチェンジの完成にともなう交通渋滞緩和を計るバイパス道路の整備を進める。



第3節 情報通信

情報化技術の促進は、まちづくり活動の活性化、住民サービスの向上、事業運営・行政事務の効率化を図るとともに、人材育成のための情報化教育や災害対策、安否確認、遠隔医療等の高度利用にも繋がることから、より一層の充実を図ります。

重点目標

1. 情報システムのオンライン化等による一層の地域活性化

現状と課題

1. 情報システムのオンライン化等による一層の地域活性化

平成15年度に整備した地域イントラネットに係る機器やシステムを平成22年度中に更新を行いました。この際、アウトソーシングできるものについては、積極的に活用し、経費の削減・運用管理事務の軽減を図りました。また、住民情報システム等の基幹業務システムについてもクラウド型システムを採用することで経費削減等を図ります。人的面においては、維持・管理の体制を再構築し、異動等が生じた場合もスムーズに業務を行えるように改善します。また、緊急時における対応マニュアル等の策定も必要となります。

施策の展開

重点目標及び施策の内容	実施主体
1. 情報システムのオンライン化等による一層の地域活性化	
老朽化した設備の更新はあるものの、ある程度の整備は完了しました。今後は、システムの維持・管理の体制を整備するとともに、災害等の際の危機管理体制・対応計画を策定します。	総務課
各種手続きのオンライン化を推進。共同調達や共同利用により、システム費用の削減、事務手続きの統一を図り、より効率化を向上させます。	
引き続き専門的知識を備えた人材育成を推進します。さらに、より利用者の視点で考えることができる人材を育成します。	

【主要事業】

事業名	事業内容
基幹システム更新事業	住民記録、町税、国民健康保険、介護保険等の基幹業務にかかるシステム更新。
情報系システム更新事業	財務会計、人事給与・グループウェア等のシステム更新。

安堵町 Ando Town

文字サイズ 小 中 大 サイト内検索 検索 ヘルプ

サイトマップ お問い合わせ

観光案内

HOME まちの情報 暮らしの情報 行政情報 施設情報

こちら町長室です

町政に対する意見

各課の窓口

安堵町議会

広報あんど

申請書ダウンロード

人口と世帯数

人口 7,841人
世帯 3,316世帯
男性 3,770人
女性 4,071人
[2011年8月1日現在]

古都なら

さあ!ネットで申告 e-Tax

緊急情報

緊急情報はありません。

新着情報

9月26日 安堵町歴史民俗資料館 施設概要(利用案内)

9月26日 安堵町の刊行物について

9月26日 安堵町福祉センター図書室(10月のお知らせ)

9月25日 安堵町歴史民俗資料館10月・11月の催し

9月21日 第1回 古の歴史と文化の香る町・安堵町ウォーキング

お知らせ

8月31日 第25回安堵町文化祭記念講演会案内

暮らしガイド

妊娠 出産 子育て 保育園 教育 就職 退職

引越し 結婚 離婚 おくやみ 介護 福祉

イベント情報

9月

平成23年度 年間行事予定表

第25回安堵町文化祭記念講演会案内

安堵町歴史民俗資料館 10月・11月の催し

9月イベントカレンダー

携帯サイトにアクセス

ページの先頭へ戻る

〒639-1095 奈良県生駒郡安堵町大字東安堵958番地 安堵町役場 TEL.0743-57-1511 FAX.0743-57-1526

第4節 治水対策事業

3つの河川を有する本町において、治水対策は重要であり、関係機関との連携のもと、住民の生活や命を守るため事業の推進に取り組めます。

重点目標

1. 災害を未然に防ぐ治水対策の推進

現状と課題

1. 災害を未然に防ぐ治水対策の推進

本町には大和川、岡崎川、富雄川の3つの河川が流れており、また、農業用のため池も主にまちの北部に分布しています。特に大和川の上流においては開発が進んでいるため、自然保水地が激減しており、また、近年における局地的な豪雨による河川の増水で、内水被害が年々増加しています。そのため、岡崎川支流の大通井川に設置されている逆流防止ゲートの設置や、安堵中央公園をはじめ、町内4か所の公共施設における貯留浸透施設の整備により、内水対策を講じています。

本町の地理的状況から内水被害は深刻な問題となっています。そのため、今後も内水対策を強化する計画を立案して、各関係機関に要望し、継続して実施することが必要です。

また、浸水実績のある地区における内水被害の軽減や根本的な解決を図るためには、本線である大和川の改修が必要不可欠であることから、今後も、河川の改修の要望に努めていく必要があります。

施策の展開

重点目標及び施策の内容		実施主体
1. 災害を未然に防ぐ治水対策の推進		
今後も内水対策を強化する計画を立案して各関係機関に要望し、継続実施を検討します。	産業建設課	
町内を流れる大和川、岡崎川、富雄川の河川の改修に向け、国や県に要望していきます。		
【主要事業】		
事業名	事業内容	
内水対策事業	既存のため池等の整備により治水量の増加を計り、水路への 雨水流出を抑制し、内水対策を推進する。	

第5節

公園・緑地

全町公園という捉え方のもと、住民の生活に潤いを与え、まちの景観としてシンボルにもなる緑の空間の整備を推進していきます。

重点目標

1. 憩いと潤いの空間としての公園・緑地の整備
2. みんなで守り・育てる公園・緑地

現状と課題

1. 憩いと潤いの空間としての公園・緑地の整備

町内には現在、都市公園としての児童公園は7か所設置され平成18年度にはテニスコート、ゲートボール場、遊具や多目的広場を備えた安堵中央公園が完成しています。

今後、安堵中央公園などの活用方法として、定期的なイベント開催などの検討や、住民の利用促進に向けて、意識啓発していくことが大切です。

また、自然とふれあう意識啓発に努めており、本町の持つ水辺や田園などを活かし、自然空間を含めて、まち全体が公園としての雰囲気をもつような公園・緑地整備を進める必要があります。

2. みんなで守り・育てる公園・緑地

現在、町内の公園設備の維持・管理については行政が主導ですが、住民によるクリーンキャンペーンや河川美化運動などが行われています。そこで、住民のまちづくりに対する意識を高め、また、地域の自然や公園に対する愛着を高めるためにも、今後もさらに住民の協力を得られるような体制をつくり、住民とともに公園・緑地を維持管理していくことが課題となります。

施策の展開

重点目標及び施策の内容	実施主体
1. 憩いと潤いの空間としての公園・緑地の整備	
安堵中央公園などの施設の活用方法として、定期的なイベントの開催などを検討するとともに、住民の利用を促進するために意識啓発を進めます。	産業建設課
自然とふれあう意識啓発を強化するとともに、今後も本町の持つ水辺や田園などを活かし、公共空間の公園的な整備を推進するため、下池公園整備の事業化に向けて取り組むなど、緑化や憩いのスペースづくりに努めます。	
2. みんなで守り・育てる公園・緑地	
公園設備の維持・管理について、さらに住民の協力を得られるような体制をつくり、住民とともに維持管理を図ることで、地域の自然や公園に対する愛着を高めます。	産業建設課



第6節

住環境

住民にとって快適で心地よい日常空間を確保するため、地域の環境特性に十分配慮した住環境の整備に努めます。

重点目標

1. 安堵らしさのある住環境の整備

現状と課題

1. 安堵らしさのある住環境の整備

本町には自然的資源や歴史・文化的資源があり、古くからの美しいまち並みが形成されているところがあるため、景観に配慮し、地域の特色づくりに努めることが大切です。

そこで、町内の田園風景や新興住宅地などについては、乱開発を防止しながら計画的な市街化を図るとともに、住民生活や産業等を支える道路網の整備等を図る必要があります。

施策の展開

重点目標及び施策の内容	実施主体
1. 安堵らしさのある住環境の整備	
乱開発を防ぎ計画的な市街化を図るとともに、地域の特性に応じた環境整備を図ります。	産業建設課

【主要事業】

事業名	事業内容
歩道整備事業	歩道の段差をなくし、高齢者や車いすの人などが、安全で安心して通行できる歩道整備を行う。

第7節 循環型社会

ごみを出さない運動とともに、ごみの再利用も含め、環境に負荷がかからない循環型社会の形成に住民と共に**取り組みます**。

重点目標

1. ごみの適正処理の推進
2. ごみの減量とリサイクル活動の推進

現状と課題

1. ごみの適正処理の推進

安堵町環境美化センターは平成3年10月より運転を開始し、町内より排出される一般家庭ごみを処理しています。平成11年度より国の法改正によるダイオキシン類削減対策工事を行い、その結果、現在ダイオキシン類の排出濃度は国のガイドラインの基準値を大きく下回っています。

一般ごみの収集については、分別収集を実施していますが、住民の**分別**の協力が不可欠であることから、今後も広報等で分別の徹底を呼びかけていきます。

粗大ごみについては、年2回収集を実施しており、処分までを業者委託で対応しています。また、平成13年度より家電リサイクル法が施行されており、今後も不法投棄への対応に向けた方策が必要です。

産業廃棄物の処理については、各事業所によって設立された産業廃棄物処理組合で処理しており、今後も継続します。

また、**町内**でポイ捨てされたごみについては、住民参加によるクリーンキャンペーンで回収しています。毎月20日（原則）は役場周辺域のごみ回収を職員にて行っています。西名阪道路の側道沿いには不法投棄物が多量で町職員が業者と一緒に巡回し摘発していますが、今後ポイ捨てや不法投棄のより効果的な対処を考慮していきます。

2. ごみの減量とリサイクル活動の推進

ごみのリサイクル処理は、各大字の子ども会で古紙等の回収作業を通じて行ったり、また、生ごみの堆肥化などの取り組みが広がりつつあります。今後もこれらの活動を継続していくとともに、ごみの減量やリサイクルについての啓発活動とまちぐるみでの事業の実施を考慮していきます。

施策の展開

重点目標及び施策の内容	実施主体
1. ごみの適正処理の推進	
一般ごみの収集について、広報等で分別の方法を啓発していきます。	住民課
粗大ごみの不法投棄に対応するための方策を考慮していきます。	
安堵町環境美化センター職員により、勤務の昼から町内巡回パトロールをしています。その際、物によっては警察等にも通報しています。また、投棄物を発見すれば収集・処理作業もおこなっています。	
今後も効果的な防止策を考慮していきます。	
2. ごみの減量とリサイクル活動の推進	
ごみのリサイクルについての活動を継続していくとともに、ごみの減量やリサイクルの啓発活動とまちぐるみで事業を考慮していきます。	住民課

【主要事業】

事業名	事業内容
一般廃棄物収集啓発事業	一般ゴミの収集啓発をするために取り組んでいきます。
不法投棄対策事業	不法投棄の対応をするための方策を考慮します。
巡回パトロール啓発事業	町内廃棄物巡回パトロールによる警察への通報・収集・処理していきます。
廃棄物リサイクル啓発事業	ごみのリサイクルについて活動していくとともに、ごみの減量やリサイクルの啓発活動を町内全域で実施していきます。
ごみの適正化処理事業	一般ゴミの収集は安堵町環境美化センターが全面的収集に努め、粗大ゴミは業者委託で、不法投棄に対しては防止対策を行っていきます。



第8節

上水道

上水道は、住民の生活を支える上で欠かすことのできないものであるため、安定性の高い供給体制を確立しておくことが重要です。安心でおいしい水の確保を図るとともに、水資源の有効利用や水資源の安定的確保のため、住民の節水意識の高揚に努めます。

重点目標

1. 安心でおいしい水の確保
2. 節水意識の高揚

現状と課題

1. 安心でおいしい水の確保

現在、少子高齢化の進行やライフスタイルの変化、経済の停滞、節水機器の普及などにもない、水需要が低迷していますが、今後も将来にわたり、安全でおいしい水を安定的に供給できるよう、浄水場の大規模更新を行うか、浄水場を廃止して100%県営水道受水にするか検討する必要があります。

一方、災害発生時の対応としては、近隣市町との応援協定があるため、連携を一層強化する必要があるとともに、自家発電装置や配水池から直接給水タンクに給水できる設備の設置を検討することが課題となります。また、水道施設のライフラインとしての機能を保持するため、耐震対策を講じる必要があります。

2. 節水意識の高揚

節水についての啓発活動としては、上下水道課の入口に節水を呼びかけるビラを掲示するほか、県から給水制限が出たときに広報で啓発を行っています。また、小学4年生の児童が社会科の一環として浄水施設の見学を行っており、その後見学の感想文を書いています。今後も、これらの活動を通じて節水についての意識高揚を図ることが重要です。

施策の展開

重点目標及び施策の内容	実施主体
1. 安心でおいしい水の確保	
将来にわたり、安全でおいしい水を安定的に供給できるよう、浄水場の 大規模更新を行うか、浄水場を廃止して100%県営水道受水にするか検 討します。	上下水道課
災害発生時の対応のため、近隣市町との連携を一層強化するとともに、 自家発電装置や配水池から直接給水タンクに給水できる設備の設置を検 討します。	
水道施設のライフラインとしての機能を保持するため、耐震対策を推進 します。	
2. 節水意識の高揚	
節水についての啓発活動を継続し、意識高揚を図ります。	上下水道課

第9節 下水道

住民の衛生的で快適な生活環境を整備するため公共下水道事業を推進し、下水道普及率を高めるとともに、水洗化の促進に向けた啓発活動を推進していきます。

重点目標

1. 公共下水道の計画的な整備
2. 下水道についての啓発活動の展開

現状と課題

1. 公共下水道の計画的な整備

本町では平成11年度に幹線である流域下水道工事に着手し、平成22年度末には下水道の普及率が81%となっています。

町全域における事業としては平成29年度までの完成を目標とし、今後も、公共下水道事業を計画的に進め、普及率を向上していくことが重要です。

2. 下水道についての啓発活動の展開

本町では、パンフレットやホームページなどにより、啓発を行うほか、融資斡旋制度などを設け、水洗化の促進に努めています。その結果、現在の水洗化率は59%となっています。

今後も公共下水道の供用開始にともない水洗化を促進するため、河川の水質保全に対する下水道の必要性や、下水道が文化生活に欠かせないことを周知し、住民の協力を得られるように啓発を行うとともに、融資斡旋制度などの活用を進めることが必要です。

施策の展開

重点目標及び施策の内容	実施主体
1. 公共下水道の計画的な整備	
快適な生活環境を確保するため、今後も公共下水道事業を計画的に進め、下水道の普及率の向上を図ります。	上下水道課
2. 下水道についての啓発活動の展開	
今後も水洗化を促進するため、住民に対する啓発や融資斡旋制度などの活用を進めます。	上下水道課

【主要事業】

事業名	事業内容
下水道事業	都市の健全な発達、公衆衛生の向上並びに河川等の水質保全を図り、また汚水の排除、生活環境の改善を図るための下水管工事を行う。



第10節 消防・救急

社会・経済の変化に即し、消防体制、救急・救助体制の充実強化や、住民一人ひとりの防火意識の高揚による予防対策の充実に努め、安全・安心なまちづくりをめざします。

重点目標

1. 消防体制の充実
2. 救急医療体制の強化

現状と課題

1. 消防体制の充実

本町の消防は、常備消防である広域圏の西和消防組合東分署と安堵町消防団とが連携して、地域に適合した活動を行っています。町内の年間火災発生件数は少なくなっていますが、道が狭く、消防車が進入しづらい地区もあり、小型の積載車の進入は可能であるものの、道路の拡幅は難しい状況です。そのため、消防職員及び団員の訓練や経験を通して、予期せぬ未曾有の災害に対応できる技術が求められています。

また、火災予防のためには、秋の火災予防運動期間中に広報車で巡回するほか、のぼりを立てて啓発活動を行っています。また、年末には夜警を実施し、火災予防に努めています。火災訓練は西和消防組合とタイアップし、団員の技術向上を図るため、研修・訓練を行い、消防体制の充実に努めています。今後も、火災予防と消防体制の充実のために現在の活動を継続していくことが必要です。

2. 救急医療体制の強化

救急医療体制について、町内には受け入れ先の病院はありませんが、広域的に対応しており、今後も近隣市町との連携の強化が重要です。

一方、救急・救命需要が増加・高度化する中、救急処置等の必要性が高まっています。本町では、消防団に対して心肺蘇生法などの救急処置の普及や啓発を行っています。今後、救急隊が到着するまで救急処置が続けられるよう、住民に対しても応急手当法や自動体外式除細動器を使用した心肺蘇生法などについて、普及や啓発を図り、救命率の向上に努める必要があります。

施策の展開

重点目標及び施策の内容	実施主体
1. 消防体制の充実	
西和消防組合東分署との連携を強化するとともに、消防職員及び団員の研修や訓練を通して、予期せぬ未曾有の災害に対応できる技術の習得を促進します。	総務課
火災予防のため、引き続き啓発活動や夜警を行うとともに、西和消防組合とタイアップして団員の技術向上を図るため、研修・訓練を行い、消防体制の充実に努めます。	
2. 救急医療体制の強化	
救急医療体制の充実について、近隣市町との連携を強化し、広域的な対応を図ります。	総務課
住民への応急手当法や自動体外式除細動器を使用した心肺蘇生法などの普及や啓発を図ります。	



第 1 1 節 防災・防犯・交通安全

災害に対して安全で、暴力や犯罪がなく、車と人との安全が確保され、安心して暮らせるまちづくりをすすめるため、関係機関や住民及び地域の団体等との連携を強化していきます。

重点目標

1. 災害に強いまちづくり
2. 犯罪のないまちづくり
3. 交通事故のないまちづくり

現状と課題

1. 災害に強いまちづくり

まちの防災については、「安堵町地域防災計画」に沿って進めています。本町では特に水害が多く、機敏に対応できる体制の整備に努めています。また、予期せぬ未曾有の災害に備えて、地域の連携と協力による仕組みづくりをはじめ、情報手段の確保、訓練や研修の充実、高齢者・障がいのある人などの災害弱者への対応を図ることが課題となっています。

特に、大規模な災害発生時には、その初期において公的援助は機能しないことが明らかとなっています。自助共助をもって、地域の自主防災組織の充実が大切です。また、地域の防災・災害時におけるリーダーとしての行動ができるよう、幅広い知識の修得ができる体制を構築していくことも必要です。

また、避難誘導や情報伝達を迅速に行うことができるよう、地震などへの対応に向けたマニュアルを作成しており、情報伝達体制を整えています。さらに、洪水予報等の伝達方法や避難場所などについて記載した洪水ハザードマップ等による住民への周知を図っています。また、安堵町防災資機材地域備蓄施設（防災備蓄倉庫）には、備蓄資材を計画的に備蓄するとともに、近隣の食料会社や食料品店、生活用品店などとの災害協定に努めていくことが必要です。

一方、武力攻撃等の事態に備えて、住民の生命、身体及び財産を保護する責務に鑑み、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に行えるよう、「安堵町国民保護計画」を策定しています。

今後、有事に備え、地域防災計画や対応マニュアル、ハザードマップ、国民保護計画などに基づき、迅速かつ的確に対処していく必要があります。

2. 犯罪のないまちづくり

本町の防犯体制については、西和警察署との連絡協調体制をとり、地域内で結成された防犯推進協議会とともに犯罪が起らないよう連携を図っています。また「青色防犯パトロール」などを行い、地域の方々や団体との協力のもと、防犯対策を実施しています。

一方、さまざまな啓発活動を通して、犯罪の未然防止を推進しています。今後も地域との連携のもと、こうした活動を継続して、地域ぐるみによる防犯体制の強化に努めることが重要です。

また、新一年生に防犯ブザーを配布することで、児童に対する犯罪の予防策をとるとともに、防犯のための夜回りを実施し、青少年の健全育成に努めています。さらに暗がりでの犯罪を防止するため、道路には防犯灯を設置して、犯罪抑制に努めています。今後も、設置後の維持管理などに住民の協力を得ながら、状況に応じて設置を推進することが求められています。また、子どもの安全を確保するため、子ども１１０番の家の設置を今後も進めていく必要があります。

３．交通事故のないまちづくり

町内には、朝夕の通勤時になると交通量も多く、通行が危険になる道路がありますが、町外からの通過車両が多くを占めるため、啓発活動の効果が十分望めない状況です。そのため、既設道路の安全対策面を含め、関係機関と連携して交通安全施設の整備を図るなどの対策をとることが大切です。

また、交通安全意識の啓発については、各関係機関・団体の協力を得て、交通安全教育や啓発・指導を行っており、今後も活動を推進する必要があります。

施策の展開

重点目標及び施策の内容	実施主体
1. 災害に強いまちづくり	
地域の協力で災害などからかけがえのない命や財産を守るため、地域で協力できる仕組みづくりをはじめ、情報伝達手段や交通網、人員の動員に配慮するとともに、予期せぬ未曾有の災害に備えて、訓練や研修の充実、高齢者・障がいのある人などの災害弱者への対応を図ります。	総務課
大規模な災害発生時には、その初期において公的援助は機能しないことが明らかとなっています。自助共助をもって、地域の防災訓練などを継続し、地域の自主防災組織の充実が大切です。	
地域の防災・災害時におけるリーダーとしての行動ができるよう、幅広い知識の修得ができる体制の構築に努めます。	
防災備蓄倉庫内の備蓄資材について定期的に検査を行うとともに、近隣の食料会社や食料品店、生活用品店などとの災害協定に努めます。	
有事に備え、地域防災計画や対応マニュアル、ハザードマップ、国民保護計画などに基づき、的確な対処に努めます。	
2. 犯罪のないまちづくり	
西和警察署との連絡協調体制を強化するとともに、防犯委員や防犯推進協議会による啓発活動を通して、犯罪の未然防止を推進します。	総務課
地域の団体と連携しながら、「青色防犯パトロール」などを通じて、子どもが犯罪に巻き込まれないよう、防犯対策を今後も実施します。	総務課
	教育委員会
住民の協力を得ながら、状況に応じて防犯灯の設置を進め、犯罪防止に努めます。	総務課
	教育委員会

子どもの安全を確保するため、子ども 110 番の家の設置を今後も進めます。	総務課
	教育委員会
3. 交通事故のないまちづくり	
既設道路の安全対策面を含め、関係機関と連携して、交通安全施設の整備を図ります。	産業建設課
各関係機関・団体の協力を得て、交通安全教育や啓発・指導を推進します。	総務課

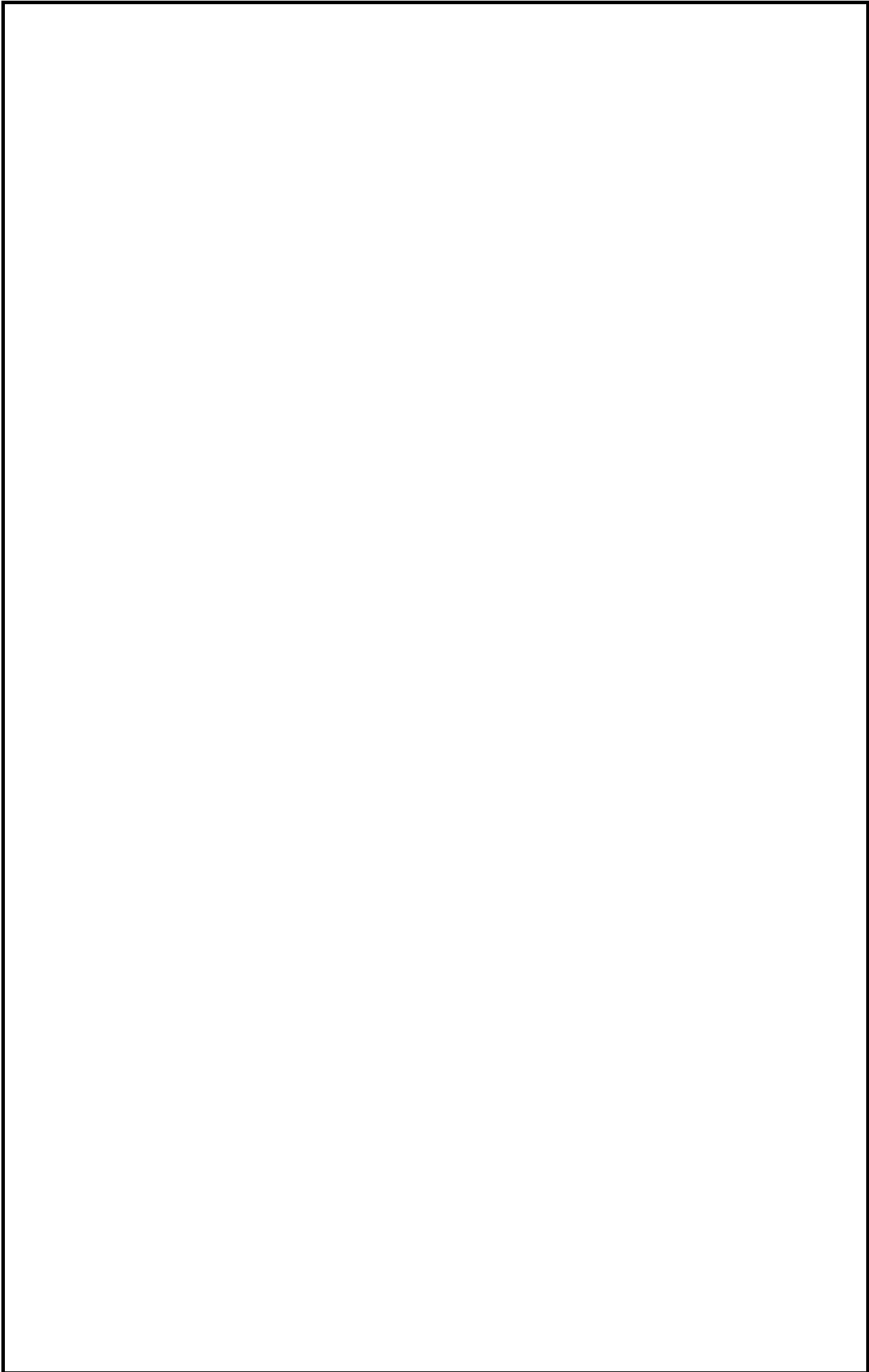
【主要事業】

事業名	事業内容
交通安全対策事業	防犯・防災推進協議会等による「青色防犯パトロール」活動を実施し、小学校の新一年生を対象に新一年生交通安全教室を開催、また小学生自転車教室も開催し、入学時防犯ブザーの配布も行っている。



第4章 力強さ

活力と夢を育むまちを
創る



第1節 農業

農業を支える人材を育成するとともに、地産地消や特産品・観光等との結び付けを含め、個性ある農業を振興していきます。

重点目標

1. 農地の整備と担い手の育成
2. 地産地消等の推進による地域農業の振興

現状と課題

1. 農地の整備と担い手の育成

町内の農業基盤整備については、ほ場整備をはじめ、利水の確保としての水路整備や水源確保、農作業の効率をあげるための農道整備が行われています。

また、本町では水稻を主とした農業が営まれています。農業者戸別所得補償制度により生産調整が行われており、他の作物への転作がなされています。

しかし、兼業農家が主体であるため、転作が困難になっており、また、農業従事者の高齢化や離農が進んで、遊休農地が増加しつつある状況です。これらの遊休農地をなくすため、平成7年度に生産性の高い水田営農の実現に向けて、地域農業のリーダーとして活動することを目的に農業者リーダー会議が設立され、農地の受委託等により農地の遊休地をなくして有効利用に努めています。しかし、年々委託の申し込みが増えているにもかかわらず、農業収益が低く、重労働であるために若い担い手がおらず、受託は増えていないのが現状です。そのため、農地を集約し、家族経営協定を結んだり、法人化することにより、大型機械などを導入して作業の合理化を図るなど、経営面で工夫し、収益の安定をめざすことが求められています。

2. 地産地消等の推進による地域農業の振興

平成11年より、農業者リーダー会議のメンバーを主体として、地産地消を目的にほっと安堵ふれあい広場を開催し、安堵町内で栽培された朝とれたての新鮮野菜等を直売しています。「ほっと安堵ふれあい広場（ほっと安堵朝市）」では、地域住民との交流の場として販売促進をすることで、地域の活性化を図るとともに、農業の仲間づくりの場として情報交換や助け合いも行われています。

毎週日曜日の午前中より販売がされていますが、近隣に類似の販売所が出来たことにより販売量や来客数が減少傾向にあります。今後、出品者の増加や魅力ある農産物の出品などが課題となっています。

地産地消の取り組みとして、「ほっと安堵ふれあい広場（ほっと安堵朝市）」のほかに平成17

年度より食育の一環として学校給食に地場産の農作物を供給しています。現在、年4回程度、農産物を学校給食に供給していますが、収穫時期などにより、農作物を安定して供給することが困難となっています。今後、安定して供給できるよう、供給できる農作物を検討するとともに、地元の農家などと連携しながら、農作物を確保していくことが大切です。

一方、後継者問題の解決のためには、まず農業の魅力を伝え、収益をあげることが必要です。そのため、地域風土や気候に適した特産品を生み出す必要があります。現在、農業者リーダー会議を中心に試行錯誤しているところですが、農業者リーダー自体の高齢化や若手の新規会員の増員が課題となっています。また、遊休農地の解消を図るための農地の集約化も必要となっています。

施策の展開

重点目標及び施策の内容	実施主体
1. 農地の整備と担い手の育成	
町内の農地の整備を推進し、農地の無断転用の防止を図ります。	産業建設課
遊休農地をなくすため、農業者リーダー会議による農地の受委託を促進するとともに、受託する担い手の増加を図るため、経営面で工夫することを支援して、収益の安定をめざします。	
2. 地産地消等の推進による地域農業の振興	
「ほっと安堵ふれあい広場（ほっと安堵朝市）」の出品者数を増やし、出品数を確保するほか、利用しやすさを追及するなど、規模の拡大に合わせた事業展開に努めるとともに、農産物等即売所の設置を検討します。	産業建設課
学校給食などにおいて、地場産の農作物を安定して供給できるよう、供給できる農作物を検討するとともに、地元の農家などと連携しながら、農作物の確保に努めます。	
地域風土や気候に適した特産品を生み出し、農業の魅力を伝え、収益をあげることで後継者問題の解決を図ります。また、農業者リーダーの若手の新規会員の増員をめざします。	
遊休農地対策として、農地の利用権設定制度を利用し、農地の集約化を図り、耕作機械の高効率化のもと、生産性の高い農業の推進を行って行きます。	産業建設課



第2節 商工業

地元に愛され、地元と結びついた商業の展開と、西名阪スマートIC開設のインパクトを効果的に吸収するための工業の振興を図ります。

重点目標

1. 地域の暮らしと結びついた商業の活性化
2. 西名阪スマートICを活用した工業の振興

現状と課題

1. 地域の暮らしと結びついた商業の活性化

町内の商業地としては個人商店が中心となっており、日常の買い物は主に近隣の市町に出かけている状況です。そのため、産業フェスティバルの充実や拡大によって町内の商業についての周知を図る必要があります。

また、多様化する消費者ニーズに対応していくためには、講演会、研修会、相談指導体制等により人材・後継者を育成し、経営の改善・組織の体制を強化し、新たな企画への取り組みを通じて商業の近代化を図るとともに、新たな商店などの誘致も行うことが求められています。

2. 西名阪スマートICを活用した工業の振興

経営者及び従業員のゆとりある生活と工業の活性化をめざし、融資や振興を支援し、各種共済制度の促進に努め、イベント開催や情報提供ができるように商工会が設立されています。

工業の基盤としては、道路網の充実が必要となります。現在、都市計画道路、南北線及び安堵・王寺線の一部供用により、部分的に大型車輛の進入路ができつつある状況です。また、安堵町内に平成25年度完成予定の西名阪スマートICの設置により交通の利便性が大きく飛躍し、準工業地域の拡大に合わせた工業基盤の整備に向け、道路網の未完了部の早期完成をめざすことが重要となっています。

また、道路の整備に加え、地域の環境に配慮しながら企業の誘致を図り、就業の場の確保に努めることも大切です。

施策の展開

重点目標及び施策の内容	実施主体
1. 地域の暮らしと結びつけた商業の活性化	
産業フェスティバルの充実や拡大によって町内の商業についての周知を図ります。	産業建設課
講演会、研修会、相談指導体制等により人材・後継者を育成し、経営の改善・組織の体制を強化し、新たな企画への取り組みや新たな商店などの誘致を通じて商業の近代化を図り、多様化する消費者ニーズに対応していきます。	
2. 西名阪スマートICを活用した工業の振興	
経営者及び従業員のゆとりある生活と工業の活性化をめざし、商工会の活動を引き続き推進します。	産業建設課
工業の基盤整備のため、道路網の充実を引き続き推進します。	
住民の生活に配慮するとともに、地域の特性に応じながら、良好な基盤を整備し、魅力ある就業の場の確保に努めます。	



第3節 観光

本町が持つ様々な歴史・文化的ストックを磨き光らせることにより、“安堵の個性”を発揮させ、観光資源として活用していくとともに、法隆寺等周辺地域との連携を促進し、安堵観光ネットワークの形成を図ります。

重点目標

1. 道路や観光情報等の基盤環境の整備・充実
2. 地域資源の再発見と周辺地域との観光ネットワークの形成

現状と課題

1. 道路や観光情報等の基盤環境の整備・充実

本町においては、富本憲吉記念館や町歴史民俗資料館、中氏邸など、歴史的な観光資源が存在します。今後は、大型観光バスが周遊できるような道路網の整備や駐車スペースの充実が求められています。

また、観光パンフレットの有効利用や、わかりやすい観光案内看板の設置、インターネットの活用、町のマスコットキャラクターの作成や特色あるお土産品作りにより、町内外にPRを図ることが重要です。

2. 地域資源の再発見と周辺地域との観光ネットワークの形成

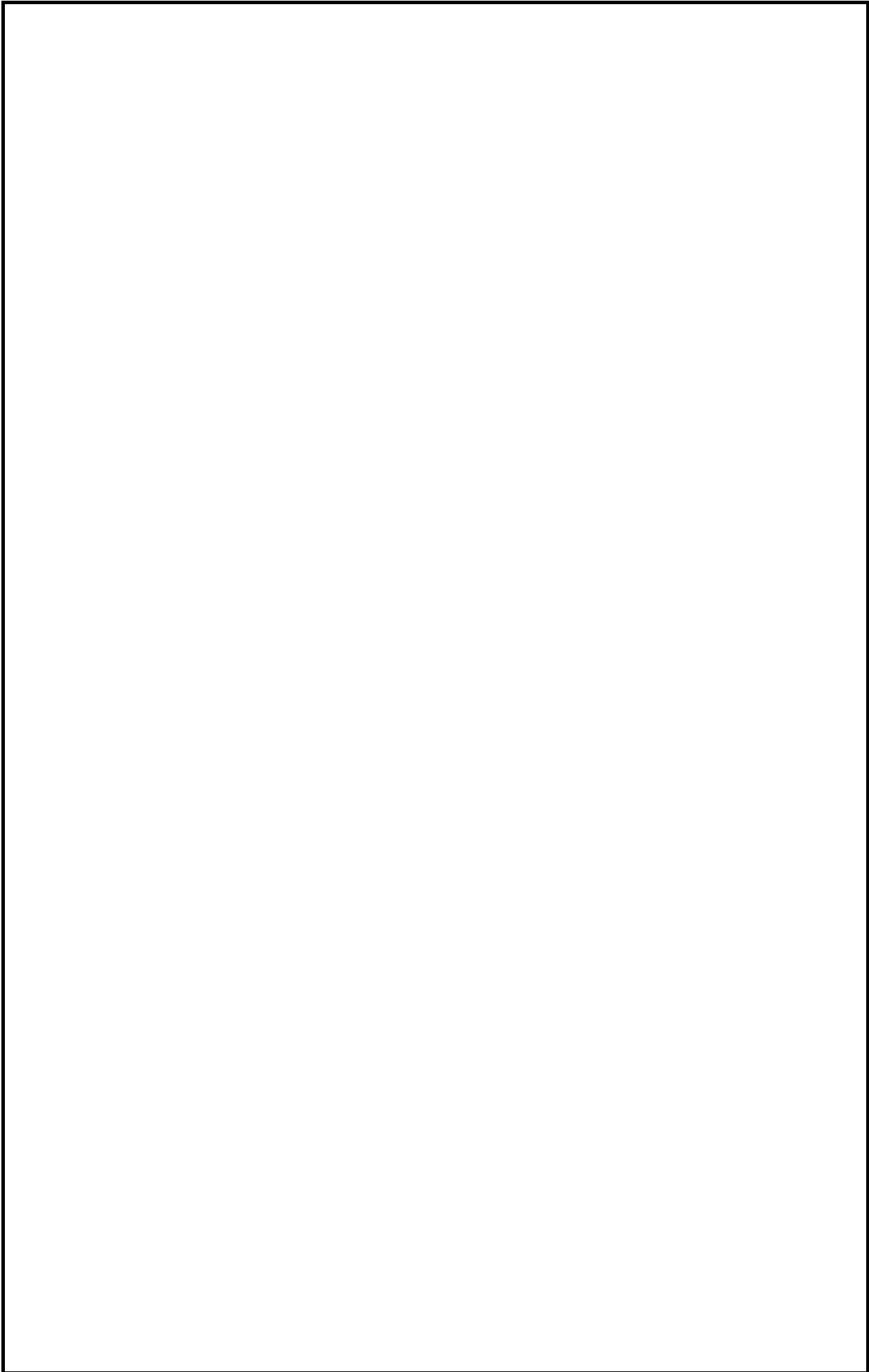
町内には歴史的観光資源が点在しているため、太子道、業平街道などの広域的な整備を行い、行政区域を越えた散策道をメインとして、点在する史跡等を周遊できる観光ルートを新たに考えていく必要があります。

また、本町の文化的資源となる灯芯ひきの体験などを活かし、体験型観光を進めることも大切です。

施策の展開

重点目標及び施策の内容	実施主体
1. 道路や観光情報等の基盤環境の整備・充実	
大型観光バスが周遊できるような道路網の整備や駐車スペースの充実を図ります。	産業建設課
わかりやすい観光案内看板の設置、インターネットの活用、町のマスコットキャラクターの作成や特色あるお土産品作りにより、町内外に PR を図っていきます。	
2. 地域資源の再発見と周辺地域との観光ネットワークの形成	
太子道、業平街道などの広域的な整備を行い、行政区域を越えた散策道をメインとして、点在する史跡等を周遊できる観光ルートを新たに考えていきます。	産業建設課
灯芯ひきの体験など、本町の文化資源を生かした体験型観光を進めることを検討します。	
安堵町の歴史・文化等を総合的に発信できるような施設の整備を考えていきます。	





第5章 まちづくりの推進

第1節

みんなで進める協働のまちづくり

まちづくりのあらゆる分野において協働のまちづくりが活発に行われるよう、住民と行政との協働体制の確立を進めます。

重点目標

1. 住民参加意識の高揚
2. 協働で取り組むまちづくり

現状と課題

1. 住民参加意識の高揚

本町においては、毎年町主催の行事や各種団体による事業を多く実施しています。これらにより住民相互扶助の精神や連帯感を醸成しています。今後もこのような事業を続け、また新たに住民の方々の発案による住民参画の意識の高揚を図ることが必要です。

2. 協働で取り組むまちづくり

近年、核家族化が進み、また個人情報保護法に対する過剰な反応により、個人意識が強く、地域の共同意識が希薄になっています。一方、凶悪犯罪の増加や震災等により、防犯・防災意識も高まっています。

このような中、**住民の方々による自主防犯組織が結成されました。**

今後も、このような相互扶助の考えに立つ自主的な組織づくり、また、積極的に地域活動に参加し住みよい町を自分たちで作って行くという気運を高めていくことが必要です。

施策の展開

重点目標及び施策の内容	実施主体
1. 住民参加意識の高揚	
町全体で各種団体間の連携が図れるような施策を展開し、積極的な住民参加の意識の定着を図ります。	総合政策課
2. 協働で取り組むまちづくり	
地域福祉活動、地域防災活動、青少年健全育成活動、親切美化運動、 各種団体 や住民が主体となって行われる活動の機会をさらに充実させ、まちづくりを共に担う意識づくりを図ります。	総合政策課

【主要事業】

事業名	事業内容
まちづくり活性化対策事業	民間、各種団体活力の活用を図り、行政の効率化や住民サービスの向上を推進し、インターネットをより活用することでホームページ等を県内外の人に周知し、同時に住民のまちづくりへの参加意識を増大していく。

第2節 行財政

本格的な地方分権時代にふさわしい自立した自治体経営の確立に向け、民間経営理念・手法導入の視点に立ち、安堵町財政健全化計画に基づき、行政改革を積極的に進めます。

重点目標

1. 住民ニーズに的確に対応する行政運営
2. 健全財政の推進

現状と課題

1. 住民ニーズに的確に対応する行政運営

地方制度改革の進行や地方分権による委譲事務が拡大する中、多様化する住民のニーズに的確、効率的に対応するため、行政の効率化を図り、限られた財源の中で合理的かつ的確に行政サービスを提供できる行政運営が求められています。

そのため、本町では組織の分化拡大を極力抑制し、効率的な行政サービスの提供と運営に努めています。今後は「親切・丁寧・正確・迅速・公平」を規範として職員の能力向上と計画的な行政組織の変更が重要となります。

2. 健全財政の推進

最近の経済状況や人口構造の影響等から大幅な歳入の増加が見込めない中であって、より一層自主財源の確保が重要となっています。

本町では、現在、課税客体の実態を的確に把握し、公平な課税に努めるとともに住民の納税意識の高揚と収納率の向上を目指しています。なお、本町における平成22年度の徴収率は91.0%であり、住民の納税意識も高まっているため、今後も引き続き自主財源の確保に努めます。

また、平成22年度の自主財源は約24%で、約76%が依存財源となっています。経常収支比率は80%を超えると財政の弾力性が失われるといわれていますが、93%となっており、より効率的な財政運営が求められています。今後、歳出事業においては、下水道事業をはじめとする行政需要の歳出があり、財政を圧迫する要因となると予測されます。

そのため、「安堵町財政健全化計画」に基づき、自主財源の確保に努めるとともに、経常経費の見直しにより歳出抑制に努め、財源の適正な配分を図り、健全財政投資を実施することが必要です。

施策の展開

重点目標及び施策の内容	実施主体
1. 住民ニーズに的確に対応する行政運営	
住民の多様化する行政への二 - ズに対応するため、職員研修を充実させ、「親切・丁寧・正確・迅速・公平」を規範として職員の能力の向上と職員の育成に努め、顧客である住民の満足度を高めます。	総務課
効率的な行政運営をめざし、権限の移譲など組織機能を見直し、簡素で効率的な組織・機構の編成に努めるとともに、職務の効率的な執行や優れた人材の確保と適正な人員配置に努めます。	
個人情報の保護にも十分配慮しながら、まちの方針などの的確な情報を住民に公開し、開かれた行政運営に努めます。	
2. 健全財政の推進	
引き続き納税意識の高揚と収納率の向上を目指し、専門的な徴収体制を整備し、税収確保に努めます。	総合政策課
「安堵町財政健全化計画」に基づき、国民健康保険税や介護保険料の定期的な見直しを行い、自主財源の確保に努めるとともに、歳出規模を拡大することなく、住民のニーズに応えるために「スクラップアンドビルド」を徹底し、より優先度の高い施策へ限られた財源を重点的に配分していき、健全財政投資の実施を促進します。	
「安堵町財政健全化計画」に基づき、公共施設の使用料など、受益者負担の適正化を検討するとともに、経費の削減を視野に入れた事務事業のスリム化や費用対効果などを検討し、効率的な財政運営に努めます。	

【主要事業】

事業名	事業内容
行財政健全化対策事業	財源の収支均衡を保持し、行政需要や社会、経済情勢の変動に対応し得る弾力的な財政構造を維持し、適正で安定的な財政基盤を確立し、効率的で健全な財政運営を推進する。

第3節 広域行政

住民生活や行動圏の広域化を含め、住民サービスの向上と効率化を図るための広域行政を推進します。

重点目標

1. 各市町村の特性を活かし効率化を図る広域行政の推進

現状と課題

1. 各市町村の特性を活かし効率化を図る広域行政の推進

平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、上牧町、王寺町、河合町の7町によって構成される王寺周辺広域市町村圏では、西和消防組合、老人福祉施設三室園組合、西和衛生試験センター組合、王寺周辺広域休日応急診療施設組合等の広域事業を進めています。また、福祉分野では介護保険事業の審査業務及び障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業を広域事業として実施しています。

今後も、広域行政を効率的に運営していくためには、広域市町村圏協議会、国、県などとの連携を一層深め、各市町村の特性を生かした機能分担を図った広域行政の推進が課題となります。また、これまでの広域行政の成果について検証するとともに、社会状況の変化に的確に対応した施策などについて、広域的な視点からの連携及び調整を行う体制を確立することも必要です。

施策の展開

重点目標及び施策の内容	実施主体
1. 各市町村の特性を活かし効率化を図る広域行政の推進	
王寺周辺広域市町村圏では、広域市町村圏協議会、国、県などとの連携を一層深め、各市町村の特性を 活かした 機能分担を図った広域行政の効率的な運営を推進します。	総合政策課
広域行政を推進していくため、これまでの広域行政の成果について検証するとともに、社会状況の変化に的確に対応した施策などについても、広域的な視点からの連携及び調整を行う体制を確立します。	

【主要事業】

事業名	事業内容
広域行政推進事業	さまざまな分野において効率的・効果的な行政運営や事業を推進し、広域行政における推進体制の強化や関係市町村との連携・協力を図り、幅広いネットワークの形成を進めます。

